

令和5(2023)年度

芳賀の教育

第23号

栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所

「芳賀の教育」の活用にあたって

1 作成の趣旨

本資料は、これまでの合同訪問等で把握した成果と課題を踏まえるとともに、「令和5(2023)年度 指導の指針 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校」を受けて、各学校の指導の充実・改善の参考として作成し、芳賀教育事務所のホームページに掲載するものです。

各学校においては、それぞれの学校の実態を十分に踏まえ、未来をたくましく生きていくことのできる子どもの育成に向け、本資料を有効に活用し、特色ある教育活動の編成と実施に努めることを期待します。

2 内容の概要

本資料は、次のような内容で構成されています。

Ⅰ 今、求められる教育の方向性と課題

九つの領域等について、「方向性」、「課題」、「参考資料」によって構成してまとめた。

Ⅱ Q & A

「Ⅰ 今、求められる教育の方向性と課題」で示した「課題」の中から、特に指導の充実が望まれるものを選び、具体策としてQ & A形式でまとめた。

Ⅲ 参考資料

合同訪問や学校の研修会等の参考になる資料を中心に掲載した。

3 活用上の留意点

次のことに留意の上、創意ある活用に努めてください。

- (1) 学校の実態に即して、重点的な取り扱いをしたり、資料の内容に付加したりして、学校独自の課題を設定するなど、学校全体の教育計画の策定に役立てる。
- (2) 「Ⅰ 今、求められる教育の方向性と課題」については、学校教育活動の見直しのための観点として活用したり、実践を更に深めたりしながら学校教育の活性化を図る。
- (3) 「Ⅱ Q & A」及び「Ⅲ 参考資料」については、各学校における領域等の実践課題を明確にするための研修資料として活用したり、実践を更に深めたりして日々の教育活動の充実を図る。



目 次

I 今、求められる教育の方向性と課題

1	学校経営	「生きる力」を育む活力と創意に満ちた学校経営	2
2	学習指導	確かな学力を育成する学習指導	3
3	道徳教育	児童生徒の心に響く道徳教育	5
4	特別活動	「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力を育む特別活動	6
5	児童・生徒指導	自己指導能力を育てる児童・生徒指導	7
6	人権教育	一人一人を大切にすると人権教育	8
7	学校体育・健康教育	生涯にわたる健康・体力の保持増進及び豊かなスポーツライフの実現を目指す学校体育・健康教育	9
8	特別支援教育	一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育	12
9	生涯学習	子どもたちの学びや成長を支える生涯学習	13

II Q&A

Q1	「見方・考え方」を働かせるとはどういうことか、教えてほしい。	15
Q2	「学習指導要領」と「人権教育」の関連について教えてほしい。	17
Q3	生徒指導提要の改訂のポイントを教えてほしい。	19
Q4	キャリア・パスポートを効果的に活用する方法を教えてほしい。	21
Q5	食に関する指導の推進を図るためのポイントを教えてほしい。	23
Q6	社会に開かれた教育課程の説明では「学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる」とあるが、どのようなことか。	25

III 参考資料

		28
令和5年度	教育課程編成確認事項一覧	31
	学習指導案形式参考例（各教科等）	35
	学習指導案形式参考例（特別の教科 道徳）	39
	学習指導案形式参考例（学級活動）	47
	学習指導案形式参考例（特別支援教育）	50
	ふれあい学習デリバリー講座案内及び申込書	52
	学校訪問について	54
	諸表簿整備に当たっての主な項目と観点例	



Ⅰ 今、求められる教育の方向性と課題

1 学校経営

「生きる力」を育む活力と創意に満ちた学校経営

【方向性】

本県では、令和3年の2月に「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」を策定し、「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」を基本理念に掲げ、「6つの基本目標」及び「20の基本施策」を示した。各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育活動の中で、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、児童生徒の「生きる力」を育む学校経営に努めることが一層求められる。

その際、各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。

【課題】

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教育課程の編成と実施

各学校においては、これまでの取組を生かしつつ、地域や学校及び児童生徒の実態、心身の発達の段階や特性等を考慮し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成のため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、社会に開かれた教育課程の実現と充実に努めることが求められる。

(2) 組織の活性化と教職員の専門性の向上

教職員一人一人が居がいとやりがいをもって学校経営に参画するためには、学校組織マネジメントの視点から、教職員の資質・能力を生かした組織編成や職務内容の明確化と共通理解、ミドルリーダーの育成やOJTを中心とした若手教員の育成、教職員評価を生かした個々への働きかけ、業務改善等を目指した働き方改革の推進などが重要である。

また、チームによる指導案の検討・作成やワークショップ型授業研究会などの校内研修の充実に図り、校種や教科を越えた共同研究を設定するなどして教職員の指導力の向上に努めることが求められる。

(3) 学校評価を生かした学校づくりの推進

各学校は、教育活動やその他の学校運営について、児童生徒や教員に対するアンケート等を含む自己評価と、自己評価の結果を踏まえた保護者や地域住民に対する学校関係者評価を行い、その結果を公表する必要がある。その際、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施することが求められる。

・芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 学校経営 H23

「Q1 学校評価を学校運営の改善につなげるためのポイントは何か。」参照

(4) 教職員のサービスの厳正

信頼される学校づくりの推進に向けて、現職教育等の機会をとらえ、「懲戒処分の基準」「教職員の信頼確保に向けて—不祥事防止のための事例集—」等の資料を参考に、具体的な情報提供及び研修を通して教職員のさらなる意識化を図り、サービスの厳正により一層努めることが大切である。

とりわけ各種の情報のデータベース化に伴う情報管理については、細心の注意を払い、個人情報を持ち出しや外部流出の予防に努めることが求められる。

(5) 危機管理の徹底

安全管理に関する校内体制の整備については、「危険等発生時対処要領」の見直しとともに、全教職員で共通理解の徹底を図り、実際の場面を想定し、その対処法を検証するなどの研修の場を設け、教職員の意識の高揚と対応力の向上に努めることが大切である。また、児童生徒の日常生活全般における自らの安全確保や危険を予測・回避できる能力を育成するために、生活安全、交通安全、災害安全の各領域について、計画的・継続的な指導の充実に努めることが求められる。

これらの取組に加え、各学校においては、児童生徒の安全確保の視点から、関係諸機関及び保護者や地域との連携を一層強化することが必要である。

【参考資料】

・「令和5年度 指導の指針」	R05.3	県教委
・「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」	R03.3	県教委
・「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」(2021▶2025)	R03.2	県教委
・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」	H31.3	文科省
・「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」	H29.7	文科省
・「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」	H29.3	文科省
・「学校評価ガイドライン〔平成28年改定〕」	H28.3	文科省
・「学校事故対応に関する指針」	H28.3	文科省
・「本県教職員の不祥事の撲滅を目指して」	H24.3	県教委
・「栃木県教職員懲戒処分の基準」(令和2年12月1日適用)	H16.6	県教委

2 学習指導

豊かな学力を育成する学習指導

【方向性】

学習指導要領では、確かな学力を育成する上で「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。」が大切であると示された。

資質・能力の三つの柱の育成がバランスよくできるよう、各学校においては、指導の重点化や、少人数や習熟度別学習等、児童生徒の学習状況や個に応じた指導を工夫することによって、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させることが求められる。さらには、習得した知識及び技能を活用して課題を解決していく探究活動を、総合的な学習の時間を中心に質的に充実させることなどにより、思考力、判断力、表現力等を育成することが必要である。また、主体的に学習に取り組む態度の育成、学習習慣の確立のために、意図的・計画的な指導計画の下に、児童生徒が主体的に学習に取り組むための学業指導の充実と、保護者への啓発等、家庭との連携を行うことが重要である。

【課題】

(1) 生きて働く「知識及び技能」の習得

生きて働く知識及び技能を習得させるために、全ての児童生徒が各学年で身に付けるべき基礎的・基本的な知識及び技能等を扱った「とちぎっ子学習状況調査復習教材」の「ドリル」や「フォローアップ」等の問題を活用し、学年や発達の段階、個々の学習状況や個に応じた指導を工夫することが大切である。また、分かる授業を展開するとともに、他の学習や生活の場面で活用できる知識及び技能が習得されるような学習過程の工夫・改善が求められる。

(2) 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成

思考力、判断力、表現力等を育むためには、各教科において、基礎的・基本的な知識及び技能を活用するため、記録、要約、説明、論述等の言語活動を充実させること、そして、それらを生かして、総合的な学習の時間を中心として行われる教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動に発展させることが重要である。自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したりするなどして、集団としての考えを形成していく学習活動の工夫を図る必要がある。「とちぎっ子学習状況調査」「全国学力・学習状況調査」等の問題や「パワーアップシート（評価問題：県教委）」等を効果的に活用し、身に付けさせたい力を再確認することも大切である。

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

主体的に学習に取り組む態度の育成のためには、児童生徒が分かる喜びを実感したり、学ぶ意義を認識したりできるような学習活動の充実を図ることが求められる。児童生徒が見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れることにより、自ら学ぶ態度を育むことが求められる。「学ぶ意欲をはぐくむ」リーフレットを参照されたい。さらに、「家庭学習のすすめ」や「家庭でできる学力アッププロジェクト」（保護者用リーフレット）を活用し、家庭学習の意義を伝えたり、宿題を活用して家庭学習の習慣を身に付けさせ、それを自主学習につなげさせたりするなどして、学習習慣の確立を図ることが必要である。

また、「学業指導」の充実を図り、互いに高め合える学級づくり、学びに向かう集団づくりに努めるとともに、児童生徒が意欲的に取り組める授業づくりをすることが必要である。そのために、①自信をもたせる授業、②コミュニケーション能力を育む授業、③一人一人の実態に配慮した授業、を実践することが大切である。

(4) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

確かな学力の育成は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した主体的・対話的で深い学び

の実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものである。「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点に立った授業改善を行うためには、各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とし、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか等を考え、実現に努めることが大切である。深い学びの鍵として、各教科等における「見方・考え方」を働かせ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する必要もある。

(5) 指導に生かす評価

学習評価については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して「指導と評価の計画」を作成し、指導と評価の一体化を図ることが大切である。目標に準拠した評価による「観点別学習状況の評価」については、指導や支援に生かすことに重点を置き、記録に残す評価の場面を精選する必要がある。評価補助簿を適切に活用したり、評価による指導を振り返ったりして、児童生徒の学習状況を適切に評価するよう留意する。また、妥当性、信頼性をより高めた学習評価になるよう、評価規準や評価方法等について、一層の共有化を図り、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。学年や学校段階を越えて、児童生徒の学習状況が円滑に接続され、その後の指導に生かされるよう、学校全体で一貫した方針の下、学習評価に取り組むよう努める。

(6) カリキュラム・マネジメントの充実

① 教科等横断的な視点からの資質・能力の育成

各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程の編成を図るようにすることが大切である。学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）と現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成が図れるよう、教科等横断的な視点により適切な指導を行うことが重要である。

② 学習指導の検証改善サイクルの構築

各校で作成した学習指導計画は、前年度の取組を踏まえて改善する必要がある。その際には、「とちぎっ子学習状況調査」や「全国学力・学習状況調査」等の各種調査結果を十分に活用し、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して課題を明確にすることが重要となる。また、「学力向上改善プラン・レポート」等を活用し、学校独自の学習指導における検証改善サイクルを確実に構築・運用し、教師一人一人の指導力の向上に努めることが大切である。

③ 学習環境の整備・充実

教育課程の実施に当たっては、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境について具体的に把握するとともに、人材や予算、時間、情報などの人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせ、学習指導の質の向上に努めることが大切である。

【参考資料】

・「令和5年度 指導の指針」	R05.3	県教委
・「家庭でできる学力アッププロジェクト」（保護者用リーフレット）	毎年	県教委
・「新学習指導要領に基づく指導と評価一体化のための学習評価に関する参考資料(中)」	R02.12	県教委
・「新学習指導要領に基づく指導と評価一体化のための学習評価に関する参考資料(小)」	R02.7	県教委
・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」	R02.3	国研
・「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善（実践編）」	H31.3	総教七
・「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善（理論編）」	H30.3	総教七
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～授業改善に向けた3つの視点～Vol.2」	H30.3	県教委
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～言語活動の充実を図る3つの提案～」	H28.12	県教委
・「パワーアップシート」、「とちぎっ子学習状況調査復習教材」	H27.12	～ 県教委
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～授業改善に向けた3つの視点～」	H27.11	県教委
・「学ぶ意欲をはぐくむ」リーフレット（改訂版）	H25.3	総教七
・「学業指導の充実に向けて」	H24.3	県教委
・「言語活動の充実に関する指導事例集（小学校版・中学校版）」	H23.10	文科省
・「家庭学習のすすめ」	H21.1	県教委

3 道徳教育

児童生徒の心に響く道徳教育

【方向性】

道徳教育は、児童生徒一人一人が、人・社会・自然などとの豊かな関わりを通して、自己の生き方や未来について考えたり、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について自覚を深めたりして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を主体的に身に付けていくためのものである。

各学校においては、校長の学校経営方針の下、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を整備すること、全教育活動を通じて行う道徳教育の目標をしっかりと押さえた指導を行うこと、家庭や地域社会との連携を図りながら、児童生徒の心に響く道徳教育を進めることが大切である。特に、道徳教育の要（かなめ）としての「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）の重要性を深く認識し、魅力的で多様な授業を展開できるよう、教師の指導力を高める必要がある。

【課題】

（1）全教育活動を通しての道徳教育の充実

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の全教育活動を通じて行うものであり、各教科等の特質に応じ、児童生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うことが大切である。

まずは、校長の学校経営方針の下、道徳教育推進教師を中心とした組織的な推進体制を整備し、全教職員が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成・充実を図ることが求められる。また、全体計画に、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものや道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを、別葉として加えるなど、年間を通して具体的に活用しやすいものにすることが求められる。

さらに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係の構築、学校や学級の環境整備の充実を図ったりすることも大切である。

（2）豊かな体験活動の充実といじめの防止

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験活動を生かし、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることが大切である。日常生活や各教科等において、自らの生き方に関わる体験活動の充実を図り、道徳科の時期や内容との関連を考慮し、道徳的価値の一層の自覚を深めるなど指導の工夫が望まれる。

また、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特性を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが必要である。

（3）道徳科における道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

道徳科の指導では、導入、展開、終末の一般的な指導の過程を基本としながらも、児童生徒一人一人が道徳的価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己（中学校では、人間として）の生き方についての考えを深めることで、児童生徒が主体的に道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身に付けられるような授業の充実が望まれる。

また、道徳教育推進教師を中心に、校長や教頭などの参加による指導や他の教職員とのチーム・ティーチングなどの指導、養護教諭や栄養教諭の協力など、学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画づくりを推進し、道徳科の指導体制の充実を図ることが必要である。

（4）家庭や地域社会との連携による道徳教育の充実

道徳科の授業を公開したり、「ふるさととちぎの心（栃木県郷土資料集）」等の「教え育てる道徳教育」の指導資料を活用した授業を実施したり、地域教材の開発や活用をしたりする際に、保護者や地域の人々に積極的に参加を求め協力を得るなど、相互の連携を深めることが大切である。

また、学校の道徳教育に関わる情報発信と併せて、児童生徒の発達の段階に応じて、基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成等の内容を家庭にも啓発していくことが考えられる。

【参考資料】

・「令和5(2023)年度 指導の指針」	R05.3	県教委
・「栃木県道徳教育ハンドブック」	R02.3	県教委
・「『考え、議論する道徳』の授業づくり（中学校段階）」	R02.3	総教セ
・「『考え、議論する道徳』の授業づくり（小学校段階）」	H31.3	総教セ
・「学習指導要領（平成27年3月一部改正）対応『教え育てる道徳教育』」	H29.3	県教委
・「『ふるさと とちぎの心』 栃木県道徳教育郷土資料集（小学校編）」	H27.3	県教委
・「『ふるさと とちぎの心』 栃木県道徳教育郷土資料集（中学校編）」	H26.3	県教委
・「教え育てる道徳教育資料集 『とちぎの子どもたちへの教え』指導事例集」	H25.3	県教委
・「情報モラル育成資料集」	H23.2	県教委

4 特別活動

「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力を育む特別活動

【方向性】

特別活動では、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力の育成を目指す。各学校では、特別活動の目標及び各活動・学校行事の目標の達成のため、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、家庭や地域と連携を深めながら、①多様な他者と協働することの意義を理解し、行動の仕方を身に付けること ②課題を解決するために話し合い、合意形成や意思決定をできるようにすること ③身に付けたことを生かし、生活及び人間関係の向上や自己実現を図ろうとする態度を養うことが求められる。

また、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることを踏まえ、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる必要がある。キャリア・パスポートを整備・活用し、教師が対話的に関わることで、より系統的な指導が期待できる。さらに、道徳科との関連を考慮し、道徳教育の内容について、特別活動の特質に応じて適切に指導をすることが望まれる。

各学校では、学習指導要領の特別活動の改訂の趣旨を十分理解し、特別活動の全体計画や学校で定める評価の観点（以下、全体計画等という）に基づいて各活動・学校行事の年間指導計画・評価計画（以下、年間指導計画等という）を作成するとともに、特別活動の評価を工夫し、指導に生かしていく必要がある。

【課題】

(1) 学級活動の指導計画の作成と話し合い活動の充実

学級活動については、特別活動の全体計画等を踏まえて「学校としての学級活動の年間指導計画等」を作成し、それを基に「学級ごとの学級活動の年間指導計画等」を作成する。

その際、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮すること、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること、各教科等との関連を踏まえ、系統立てて計画的に指導できるようにすること、児童生徒の自発的、自治的な活動を一層重視する観点から、活動内容(1)を充実させること、活動内容(2)及び(3)においても、教師の適切な指導の下、積極的な話し合い活動の充実に努めること、児童生徒の実態や発達の課題等を考慮して、指導内容の重点化及び内容間の関連や統合を図ることなどが大切である。また、「キャリア・パスポート」の活用を年間指導計画に位置付け、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、活用を工夫する。

(2) 自主的、実践的な態度を育てるクラブ活動、児童会・生徒会活動の充実

小学校におけるクラブ活動については、クラブ活動の目標が十分に達成できる授業時数、かつ、「(1)クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営」「(2)クラブを楽しむ活動」「(3)クラブの成果の発表」の3つの内容が効果的に行える授業時数を、年間、学期ごと、月ごとに適切に充てるのが大切である。

小学校における児童会活動では、異年齢集団による交流を通して学校の諸問題を話し合い、合意形成したことについて自分の果たすべき役割を決めて責任を果たし、協力する機会を多く設定するなど、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする必要がある。その際、教師は、児童にとって過重な負担とならないよう、また、児童の自治的な活動として任せることのできない活動の条件を明確にするなどの配慮をして指導に当たることが大切である。

中学校における生徒会活動では、小学校での児童会活動で身に付けた資質・能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすることが必要である。その際、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、それぞれの役割を分担し協力し合って集団活動を進めるよう、教師が適切に指導・援助することが大切である。

(3) 学校行事の内容の見直しと体験的活動の充実

学校行事の指導計画については、特別活動の全体計画等を踏まえ、全教職員が関わり年間を見通した適切な年間指導計画等を作成することが大切である。さらに、それを基に行事ごとの指導計画を作成することになる。

学校行事の内容の見直しに当たっては、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、種類ごとに、行事及びその内容の重点化や、行事間の関連・統合を図るなどして、精選することが大切である。

実施に当たっては、学校・地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた様々な人々との触れ合いや、自然体験・社会体験など体験活動の充実に努め、それらを通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり発表し合ったりする活動を工夫することが大切である。

【参考資料】

・「令和5年度 指導の指針」	R05.3	県教委
・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(小学校)(中学校)	R02.3	国研
・「『キャリア・パスポート』の導入に向けて～小・中・高の学びをつなぐキャリア教育充実のために～」	R02.1	県教委
・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」(リフレット、指導資料)	H30.7、H30.12	国研
・「学習指導要領解説 特別活動編」【小学校版】【中学校版】	H29.7、H29.7	文科省
・「学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)」(リフレット、指導資料)	H26.6、H28.3	国研

5 児童・生徒指導

自己指導能力を育てる児童・生徒指導

【方向性】

児童・生徒指導は、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うものである。そのため、特に、学びに向かう集団づくりや児童生徒が意欲的に取り組む授業づくりなど、「学業指導」の充実に努めることが重要である。

また、校長のリーダーシップの下、担任や担当だけで抱え込むことなく、児童指導主任、生徒指導主事を中心として組織的、効果的に機能する児童・生徒指導を推進することが求められる。

【課題】

(1) 児童生徒の自己指導能力を育成する本質的な児童・生徒指導

児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることができるよう、自発的・主体的に成長や発達する過程を支えることが大切である。その際、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」の視点に留意する必要がある。

(2) 全教職員の連携・協力による組織的な児童・生徒指導

児童・生徒指導は、全教職員の連携・協力によって行われるものであり、児童指導主任・生徒指導主事を中心としたチーム学校として、組織的、効果的に機能する指導体制を確立することが重要である。その際、指導の方針を教職員間で共通理解するとともに、報告・連絡・相談の徹底を図り、協力して児童生徒の指導・支援に当たることが大切である。

また、受容的な態度で児童生徒の内面を共感的に理解する教育相談に努め、関係機関との連携も含めた学校教育相談体制の充実に努めることが大切である。

(3) 児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止と的確な対応

児童生徒の問題行動等には、いじめや不登校に関する対策委員会などの組織を生かし、複数の教職員で情報の共有化を図りながら指導に当たる必要がある。

特に、いじめの問題については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な検証・改善によるいじめ対策の充実に努めることが重要である。また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた支援方法を検討し、きめ細かく柔軟に対応するとともに、魅力ある学校づくりに努めるなど、新たな不登校を生まないための取組を充実させることが求められる。

また、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネットの利用の長時間化等を踏まえ、情報端末やSNS等によるインターネットの利用に当たっては、保護者と連携して適切な指導を行い、最新の情報を基に、情報モラルの育成に努めることが重要である。

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携・協働体制の充実

児童・生徒指導の充実に努めるためには、家庭や地域に対して情報を発信したり、収集したりしながら、連携・協働することが大切である。また、問題行動等への予防と対応のためには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、福祉部局、異校種等）の特徴を踏まえて、実態に即した連携・協働した取組の充実に努めることも重要である。

【参考資料】

・「令和5(2023)年度 指導の指針」	R05.3	県教委
・「令和5(2023)年度 栃木県児童・生徒指導の基本方針」	R05.3	県教委
・「生徒指導提要」	R04.12	文科省
・「学校以外で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」	R03.3	県教委
・「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～」	H31.3	県教委
・「栃木県いじめ防止基本方針」（改定）	H29.12	県教委
・「保護者向け啓発資料『親子でチェック 安心・安全インターネット』」	H29.7	県教委
・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」	H29.3	県教委
・「情報モラルの育成に関する調査研究（小・中・高・特）」	H29.3	総教セ
・「情報モラル指導資料『ネットトラブル事例とその予防』」	H28.7	県教委

一人一人を大切にす人権教育

本県では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）である人権教育を、「栃木県人権教育基本方針」（平成14年4月1日実施）に基づいて推進している。また、「栃木県教育振興基本計画2025」の基本施策の一つにも、「人権尊重の精神を育む教育の充実」が位置付けられている。

義務教育段階の学校教育における人権教育は、「豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てること」（「指導の指針」より）をねらいとしている。

各学校では、児童生徒の発達の段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を深める必要がある。その際、学校としての課題を明らかにし、児童生徒、保護者の実態と地域の実情を踏まえて教育計画を見直すとともに、教職員自らの人権意識を高め、一人一人を大切にす教育活動を推進することが重要である。

【課題】

(1) 各教科等の特質に応じた指導内容及び方法の改善・充実

各学校では、全ての教育活動を通じて、児童生徒が相手の立場に立つてものごとを考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理的や矛盾に気づき、自分たちの問題として捉え、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導（基底的指導）の充実を図ることが大切である。また、各教科等の授業において、人権一般や様々な人権問題について取り上げ、各教科等の目標を達成と人権教育のねらいを達成する指導（直接的指導）を計画的に実施し、直接的指導以外の全ての授業においても、各教科等の目標を達成するなかで、人権教育で育てたい資質・能力につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質・能力を育てる指導（間接的指導）に努めることが必要である。

これらの学習を進めるに当たっては、指導資料の整備・活用に努めるとともに、知識伝達型の学習に加えて、参加体験型の手法を取り入れたり、地域の教育資源を積極的に生かしたり、体験活動を取り入れたりするなど、ねらいに即して学習活動の工夫・改善を図ることが重要である。

(2) 校内研修の一層の充実と推進体制の整備・確立

教職員は高い人権意識が求められることを自覚し、人権感覚を磨き、人権意識を高めるために、校内研修を組織的・計画的に実施することが大切である。研修方法も、ワークショップなどを効果的に取り入れたり、授業研究会などを通して学習内容や方法（「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」）についての研修を実施したりするよう努める。

また、同和問題や近年顕在化している人権問題（外国人に関わる問題やインターネットによる人権侵害、児童虐待や性的指向・性自認にかかわる人権問題など）の現状についての認識を深め、適切な対応等の研修も重要となっている。

(3) よりよい人間関係の形成及びよりよい集団の構築に向けた取組の推進

人権が尊重された雰囲気や環境づくりにおいては、掲示物等の物的環境、教職員の言語環境等、学習環境づくりに努めることで、児童生徒を取り巻く環境がおのずと児童生徒の自尊感情や学習意欲の高まり、自他を大切にす感覚及び人権意識の育成を図るよう努める。

様々な集団活動に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考え方を認め合える人間関係を形成するとともに、等しく合意形成に関わり役割を担うことができるよう、指導の工夫を図ることが大切である。

(4) 家庭や地域に関する啓発の推進

学校で推進している人権教育の学習効果が高まるよう、保護者や地域の人々に対して、ホームページや授業参観等の機会を生かすなど多様な啓発活動を促進するとともに、様々な人権問題について保護者や地域の人々の意識の把握に努め、家庭や地域の実態に合った方法を工夫し、計画的、継続的な啓発活動に努める。

【参考資料】

・「令和5年度 指導の指針」	R05.3	県教委
・「人権教育指導資料『直接的指導の充実を図るための基底的指導について』」	R05.3	県教委
・「人権教育推進の手引」	R04.4	県教委
・「人権教育指導資料『様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫』」	R03.3	県教委
・「人権教育指導資料『人権教育推進のためのQ&A-直接的指導編-』」	H31.3	県教委
・「人権教育指導資料『人権教育推進のためのQ&A』」	H29.3	県教委

7 学校体育・健康教育（学校保健、学校安全、学校給食・食育）

生涯にわたる健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指す学校体育・健康教育

【方向性】

近年、児童生徒を取り巻く生活環境等の変化により、体力・運動能力、保健、安全、食（給食）等に関わる様々な課題が生じてきており、児童生徒に対して、適切な意思決定や行動選択ができるような資質・能力を育むことがますます求められている。

このような現状から、明るく活力ある生活を営む態度と実践力の育成を目指し、生涯にわたる健康の保持増進、安全な生活、体力の向上及び豊かなスポーツライフの基礎を培う学校体育・健康教育の充実が望まれる。そのためには、体育科・保健体育科の授業の充実を図ることはもとより、健康・安全・食に関する指導の全体計画に基づき、学校教育活動全体を通じた取組に努めること、体育・健康・安全・食に対する興味・関心を高め、健康の大切さの認識を深めること、自他の安全に留意させること、家庭・地域・関係機関等との連携をより一層図っていくことなどが求められる。

【課題】

（1）自己の能力に応じた日常化につながる計画的・継続的な体力づくりの推進

新体力テスト等により把握・分析した児童生徒の体力の実態を、体育・健康に関する指導の全体計画や教科経営計画等の作成に生かしたり、学校教育活動全体を通じた計画的・継続的な実践に生かしたりすることが大切である。

授業では、学習内容や学習活動に適した具体的な手立てをより明確にしたり、運動の習慣化・日常化につながる指導・支援を工夫したりする必要がある。

指導に当たっては、「何ができるようになるのか（育成を目指す資質・能力）」を明確にし、それらに応じたねらいを設定したり、学んだことを振り返ったりして学習を進めることが求められる。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるようにするために、運動や健康についての自己（小）〔自他（中）〕の課題を見付け、その〔合理的な（中）〕解決のための活動を選んだり、習得したことを学習場面に適用・応用したりする活動の充実を図ることが大切である。

その際、児童生徒の実態や発達の段階、指導内容の系統性、運動量の確保、小・中・高の接続等を踏まえた年間指導計画や単元指導計画（評価計画を含む）を作成し、指導することが望まれる。

なお、小学校の運動領域及び中学校の体育分野において言語活動を意識した取組をする際には、体育科・保健体育科の特質を踏まえ、活動量を十分に確保することが大切である。

（2）心身の健康の保持増進のための学校保健の充実

児童生徒が健康の大切さを認識し、自分の生活と健康との関わりについて、実感を伴って理解できる指導計画の作成と指導方法等の工夫をする必要がある。特に、性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育及びがん教育においては、専門性を生かした指導が効果的に行われるよう、養護教諭や関係諸機関と適切な連携を図るように努めることが大切である。

また、学校と家庭、地域社会が連携して児童生徒の健康問題の解決を推進していくために、学校保健委員会や地域学校保健委員会をより一層活性化する必要がある。

なお、学級活動（2）における保健、安全、食に関する指導については、学級活動（2）の「集団思考を生かした一人一人の意思決定」という特質を踏まえた取組が望まれる。また、体育科・保健体育科における保健領域・保健分野の指導については、事例などを用いたディスカッション、ブレインストーミング、実習、実験、課題学習など、知識を活用する学習活動を充実させることが求められている。

（3）自他の生命尊重を基盤とした安全教育・安全管理の充実

安全教育・安全管理の充実のために、特に大切なことは以下の4点である。①自然災害による被害、不審者による被害、そして、交通事故を防止するため、家庭や地域・関係諸機関と連携した安全対策・安全教育の一層の充実を図ること、②防災教育（避難訓練等）、防犯教室、交通安全教室等を定期的に取り入れ、児童生徒の危険予測能力や危険回避能力の育成に努め

・「小学生のための体力づくりの手引き」	H21.3	県教委
・「みんなが使えるチャレンジカード集」	H21.3	県教委
[学校保健]		
・「学校保健の課題とその対応令和2年度改訂版」	R03.3	日学保
・「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料」〈小学校編 R 元改訂、中学校編 R2 改訂〉	R03.3	日学保
・「保健主事のための実務ハンドブック」	R03.3	日学保
・「学校における運動器検診ガイド」	R03.2	県教委
・「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」	R02.3	文科省
・「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」	H31.3	文科省
・「薬物乱用防止教育に関する指導プログラム集」	H31.2	県教委
・「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」（平成30年度改訂版）	H30.4	文科省
・「学校において予防すべき感染症の解説」	H30.3	文科省
・「学校における麻疹対策ガイドライン（第2版）」	H30.2	国感研
・「とちぎの学校環境衛生管理」	H30.2	県教委
・「熱中症環境保健マニュアル2018」	H30.3	環境省
・「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 ～養護教諭の役割を中心として～」	H29.3	文科省
・「学校・家庭・地域で育む健康教育の手引き」（平成28年度改訂）	H29.3	県教委
・「栃木県 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	H28.2	県教委
・「児童生徒等の健康診断マニュアル（改訂版）」	H27.4	日学保
・「薬物乱用防止教室マニュアル（平成26年度改訂）」	H27.3	日学保
・「保健室経営計画作成の手引き（平成26年度改訂）」	H27.2	日学保
・「学校における子どもの心のケア―サインを見逃さないために」	H26.3	文科省
・「子供たちを児童虐待から守るために―養護教諭のための児童虐待対応マニュアル―」	H26.3	日学保
・「学校における結核対策マニュアル」	H24.3	文科省
・「養護教諭執務の手引き（第5改訂版）」	H24.9	県養教
・「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	H23.3	文科省
・「『医薬品』に関する教育の考え方・進め方」	H23.3	日学保
・「学校における薬品管理マニュアル」	H21.7	日学保
[学校給食・食に関する指導]		
・「食に関する指導の手引―第2次改訂版―」	H31.3	文科省
・「地場産物を活用した学校給食と学校における食育の推進のために」	H29.3	県教委
・「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	H29.3	文科省
・「栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	H28.2	県教委
・「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』（児童用・指導者用）」	H28.2	文科省
・「学校給食における食物アレルギー対応指針」	H27.3	文科省
・「食に関する指導実践事例集」	H26.10	県教委
・「学校給食衛生管理基準の解説―学校給食における食中毒防止の手引―」	H23.3	日学保
・「学校給食における食中毒防止Q&A」	H21.4	日学保
・「食生活学習教材（生徒用・指導者用）」	H21.3	文科省
・「栄養教諭による食に関する指導実践事例集」	H21.3	文科省
・「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart1・Part2」	H21.3	文科省
・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」	H20.3	文科省
[学校安全]		
・「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」	R03.3	県教委
・「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（改訂版）」	H31.3	文科省
・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」	H30.2	文科省
・「学校事故対応に関する指針」	H28.3	文科省
・「竜巻防災教育プログラム」	H26.12	宇気象
・「学校における防災関係指導資料―東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応―」	H25.9	県教委
・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	H25.3	文科省
・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」	H24.3	文科省

8 特別支援教育

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

【方向性】

インクルーシブ教育システム推進に向け、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、合理的配慮の提供を踏まえた適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、児童生徒が自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を養える指導体制づくりを進め、全ての教職員の理解と協力の下に、指導内容の改善・充実に努めることが求められている。

【課題】

(1) 児童生徒の自立や社会参画に向けた校内支援体制の充実

小学校・中学校学習指導要領では全ての教科において「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」について明記された。また、インクルーシブ教育の構築に向け、「学びの連続性を重視した対応」「一人一人の障害状態に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の改善が挙げられている。

これらのことを踏まえ、特別支援教育の充実にに向けた校長の方針を教育計画へ位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整備する必要がある。

(2) 通常の学級における特別支援教育の充実

障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員は一人一人の理解を深め、児童生徒の安心感を高める指導・支援に努めることが重要である。必要に応じて個別の教育支援計画を活用して、指導目標を焦点化し、児童生徒のうまくいっている状況を生かした指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善に努めることも大切である。

通級による指導においては、学級担任や保護者等との連携を図るとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を確実に作成し、学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成の規定に基づき、自立活動の指導の充実に努めることが重要である。個別の教育支援計画の作成・活用に当たっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図るように努める。

(3) 「特別支援学級」における指導の改善・充実

特別支援学級は学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成に係る基本的な考え方を踏まえ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮した特別の教育課程の編成を行うことが大切である。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、一人一人の障害の状態等を踏まえた適切な指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善を行うことが重要である。なお、個別の教育支援計画の作成に当たっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関と支援に関する必要な情報の共有を図るように努める。

(4) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習においては、障害の有無にかかわらず相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があるため、双方の教育的ニーズを十分把握し、効果的な活動を設定していく必要がある。全校体制の温かい雰囲気の中で適切に交流及び共同学習が進められることが大切である。

(5) 進路指導の充実及び切れ目ない支援体制の構築の推進

計画的な教育相談・進路相談を通して、児童生徒や保護者に対する十分な情報提供と意見聴取を行い、児童生徒が主体的に進路を選択できるよう、進路指導の充実に努める。

また、長期的な視点に立ち、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援が必要であることから、児童生徒又は保護者の意向を踏まえ、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を確実な引継ぎのツールとし、切れ目なく効果的な移行支援を受けることができるよう確実に引継ぎ、十分な連携を図ることが望まれている。

【参考資料】

・「令和5(2023)年度 指導の指針」	R05.3	県教委
・「障害のある子どもの教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実にむけて～」	R03.6	文科省
・「就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために～『個別の教育支援計画』の作成と活用～」	R02.6	県教委
・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」	R02.3	文科省
・「初めて特別支援学級を担任する先生のためのハンドブック」	H31.3	総教セ
・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」	H31.2	県教委
・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	H29.3	文科省
・「通常の学級における特別支援教育『安心感を高める』指導・支援の充実」	H28.3	県教委

子どもたちの学びや成長を支える生涯学習

【方向性】

急激な社会の変化に伴い、子どもたちが予測困難な課題に直面しても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動することのできるよう、新たな学びへと進化することが期待されている。これからの学校と地域は、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、子どもたちが未来の創り手となるために、必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて連携・協働していくことが重要である。

【課題】

(1) 生涯学習社会を担う子どもたちの育成

子どもたちが生涯にわたって能動的に学び続けていくためには、①生きて働く「知識及び技能の習得」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」の資質・能力の育成が求められている。特に、学校では質の高い学びや将来につながる学びの実現に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の改善を図っていくことが重要である。

さらに、知・徳・体の調和のとれた発達を促すためにボランティア活動や様々な体験活動を取り入れ、よりよい学習の成果を得、さらなる学習への関心を高めるなど、これからの時代を生き抜く力の育成につなげていくことが望ましい。

(2) 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換

これまでの「開かれた学校」からさらに一歩進めて、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が求められており、「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」は、「地域とともにある学校」を実現するための有効なツールとされている。

「地域とともにある学校」の運営に備えるべき機能の一つとして、教職員と地域住民が目標やビジョンを共有するための「熟議」の場づくりが挙げられており、学校の実情に応じて、教職員と地域住民が互いに対話する機会を工夫していくことが大切である。

(3) 「地域学校協働活動」に向けた取組

「地域学校協働活動」とは、地域の様々な人々の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を行う活動である。地域と学校がパートナーとして、共に子どもを育て、共に地域を創るという理念に立ち、これまでの学校「支援」から「連携・協働」に発展させていくことが求められている。

今後、「地域学校協働本部」等の体制を整備し、より幅広い地域住民が、多様な活動に参画し、「地域学校協働活動」を継続的に展開できるようにしていくために、学校と地域の連絡調整を行う地域コーディネーターを配置し、コーディネート機能を強化していくことが不可欠である。

(4) 校内推進体制の充実

生涯学習の推進は学校経営・学校運営とも深く関わり、職務内容も多岐にわたることから、担当者の適正配置や校務分掌への適切な位置付けが必要である。また、地域とよりよい連携・協働を図っていくためには、教職員の十分な理解と体制づくりが求められる。

【参考資料】

・「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」	R02.3	文科省
・「地域学校協働活動 地域と学校でつくる学びの未来」	H30.3	文科省
・「小学校学習指導要領解説総則編 中学校学習指導要領解説総則編」	H29.7	文科省
・「地域とともにある学校づくり～学校支援ボランティアハンドブック～」	H28.3	ふれあい学習課
・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」	H27.12	中教審

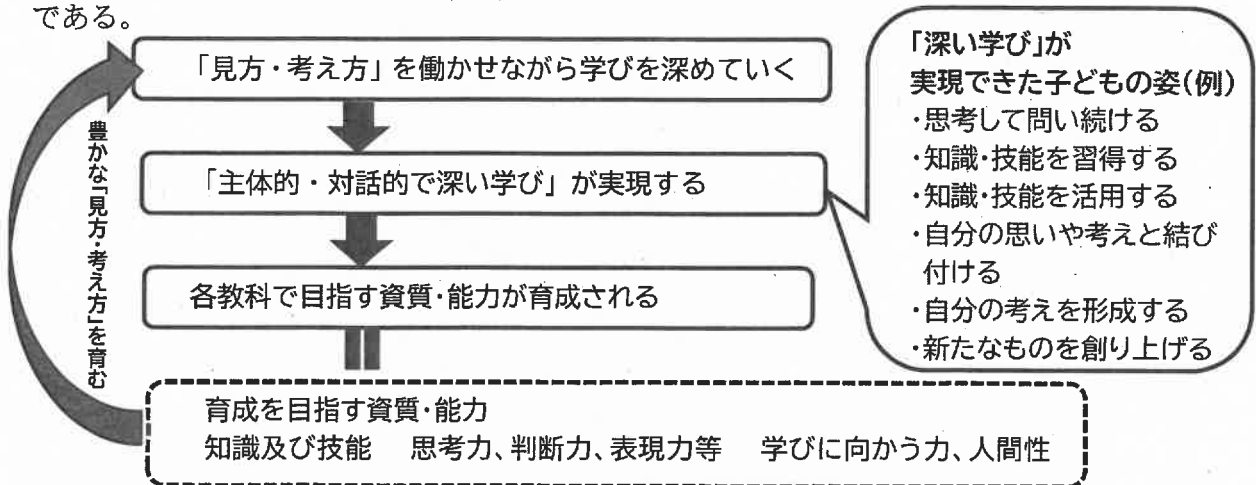
II Q & A

Q1: 「見方・考え方」を働かせるとはどういうことか、教えてほしい。

A: 「見方・考え方」とは、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかというその教科ならではの物事を捉える視点や考え方である。また、「見方・考え方」は、各教科等の学びを通じて資質・能力を身に付ける過程で、子どもたちが働かせるものである。「見方・考え方」を働かせることを通して「深い学び」が実現し、資質・能力が育まれ、それによって「見方・考え方」が更に豊かになるという相互関係がある。

1 「見方・考え方」と「深い学び」の関係

「深い学び」の鍵とされているものが「見方・考え方」である。子どもたちは、学びの過程において、各教科で習得した知識を活用したり、身に付けた思考力を発揮させたりしながら「深い学び」に向かう。この学びの過程で働かせているのが、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。



2 「見方・考え方」を働かせた授業づくりの工夫(国語科の例)

授業を構想する際、単元や題材及び授業の目標を明確にした上で、いつもの授業に子どもたちが「見方・考え方」をどのように働かせるのか、という意識をプラスして授業づくりを行う。

第2学年国語科 単元名 ばめんごとに読もう 『お手紙』(アーノルド・ローベル作) (第6/13時)
《本時の目標》場面の様子に着目して、登場人物の行動を具体的に想像する。(思考力、判断力、表現力等)

こんな授業になっていませんか？

「見方・考え方」を意識した授業づくり～資質・能力の育成に向けた授業改善～

(栃木県総合教育センターより抜粋)

【教師の発問】

かたつむりくんを待つ二人の様子や気持ちを話し合しましょう。

登場人物の行動や気持ちが分かる部分を見付け、どんな気持ちなのかを話し合わせれば、対話的な学びになるぞ。

【児童の反応】

がまくんは、「しあわせな気持ち」で待っていると思うよ。だって教科書に書いてあるから…。

かえるくんは、きっと「かたつむりくん遅いなあ、まだかなあ」って思っているのだと思うよ。

たろうさん

はなこさん

「様子や気持ちを話し合おう」という発問では、活動が焦点化されず、教科書の内容をなぞったり、何となく個人の感覚から捉えたりした考えや思いだけを伝え合う活動になってしまいがちです。

ここに、「見方・考え方」を働かせる意識をプラス！

国語科の見方・考え方＝言葉による見方・考え方

国語科は、言葉そのものを学習対象とする教科である。言葉に着目した授業を展開することで子どもたちは言葉の意味や働き、使い方を意識するようになる。言葉に意識が向くような意図的な問いかけと、言葉を手掛かりに試行錯誤するような言語活動で、言葉への自覚を高めることができる授業を構想することが重要である。

このような授業にしていきましょう！

単元を見通した言語活動の設定：子どもたちが自分の解釈を言語活動（音読劇）に生かしたくなる学習展開の設定

【● 考える視点を明確にする発問 ●】

がまくんの気持ちが「しあわせ」に変わったところは、すばり！どこ？



ほくは、二人で玄関に座ってお手紙を待っているところだと思うな。ほら、ここに「とてもしあわせな気持ちで」って書いてあるよ。



そうかなあ。私は、かえるくんがお手紙書いたって伝えたところだと思うよ。だって、うれしそうに「きみが。」って言っているでしょう。



〈児童の姿〉
考える視点が明確な発問なので、自分の考えをもちやすくなり、理由と共に話すことができています。

【「深い学び」が実現できた姿】
(例)自分の考えを形成する…と捉える

【● 着目させたい会話文を取り上げ、全体で吟味させる ●】



はなこさんは、「きみが。」とうれしそうに言っていると思ったんだね。ほかの人はどう思った？ 「きみが。」には、どんな気持ちが込められているのかな。

「きみが。」は、驚いて言っていると思って音読していただけれど…。うれしい気持ちもあるかもしれないな。



がまくんは、お手紙は来ないってあきらめているから、うれしそうには言っていないと思うな。

【● 無自覚な解釈を自覚的にさせる問い掛け ●】



たろうさんは、どうして「あきらめてる」って思ったの？

【「深い学び」が実現できた姿】
(例)思考して問い続ける…と捉える



だって、がまくんはずっと「ばからしいこと言わないよ」とか「来やしない」って言っているでしょう。言葉遣いが悪いよね。「来ない」じゃなくて「来やしない」って言っているから、もう絶対あきらめてるって感じがする。

〈児童の姿〉

教師に「あきらめてる」と思った理由を問われ、自分が読み取っていたことを改めて考え直しました。その結果、がまくんのせりふである「来やしない」の表現に着目することができ、「来ない」と比較して、その言葉の強さや、そこに込められた気持ちを捉え直すことができました。



確かに…。こんなに機嫌が悪いのに、かえるくん「ほくがお手紙書いたよ」って言われても、信じられないかもね。私だったら、そんなに急に喜び気持ちになれない気がするなあ。

〈児童の姿〉

友達の発言を受けて、これまでのがまくんの機嫌の悪さに気づき、自分の経験を踏まえながら、もう一度「きみが。」に込められた気持ちを、考え直しています。

「見方・考え方」は、大人になって生活するにあたって重要な働きをしていくものである。日々の授業で鍛えられた「見方・考え方」を自在に働かせながら、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、よりよい社会や自らの人生を創り出していける子どもたちを育てていく必要がある。



「見方・考え方」を意識した授業づくり～資質・能力の育成に向けた授業改善

【参考資料】

- ・ 「「見方・考え方」を意識した授業づくり～資質・能力の育成に向けた授業改善～」 R03.3 栃木県総合教育センター
- ・ 「初等教育資料 新学習指導要領の実現に向けて」 R01.9 県教委
- ・ 「小学校学習指導要領（平成29年度告示）解説 総則編」 H29.7 文部科学省

Q2：「学習指導要領」と「人権教育」の関連について教えてほしい。

A：平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、その中で国及び地方公共団体の責務として、人権教育に関する施策の策定、実施の明示や基本計画の策定についても明記されている。これを受け、文部科学省では、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設け、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領を踏まえた指導方法の在り方について〔第一次とりまとめ〕から〔第三次とりまとめ〕〔第三次とりまとめの補足資料〕までを公表している。

今回改訂された「学習指導要領」においては、初めて前文がつけられ、その中で、(前文から抜粋)「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標を目指しつつ、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。」と示されている。つまり、人権尊重の理念が学習指導要領に明示されているということである。

学習指導要領を踏まえた人権教育の更なる充実に向けて、以下に、「学習指導要領」と「人権教育」の関連について詳しく述べる。

1 人権教育の基本的な捉え方

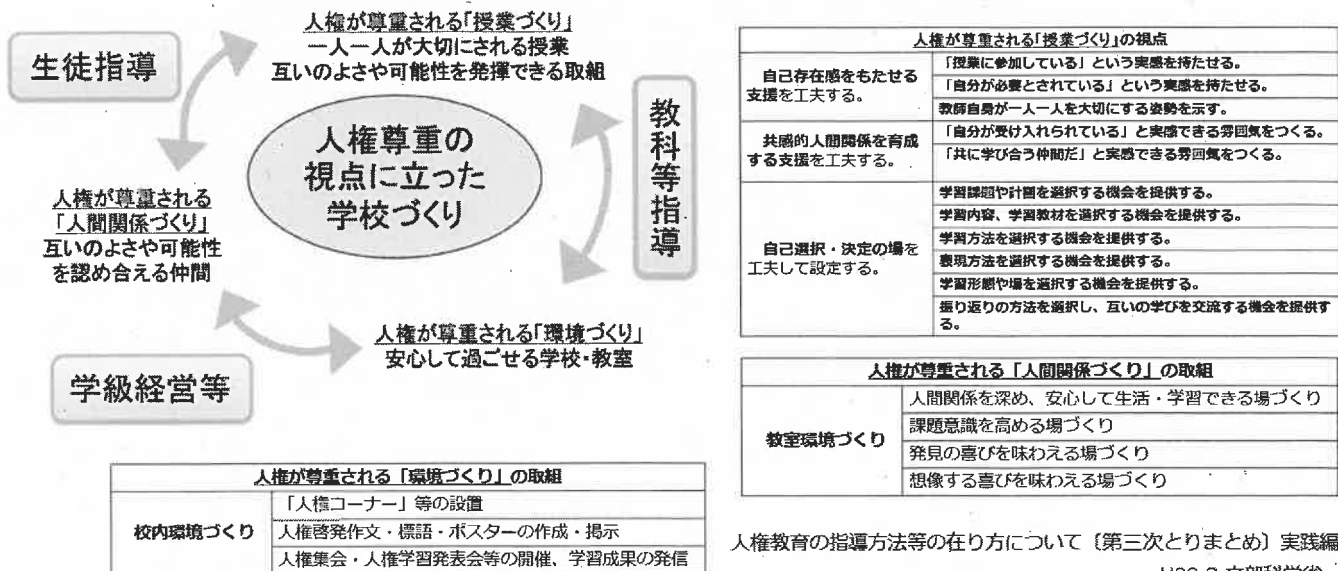
(1) 学校における人権教育

人権教育は、「安全と生存」(日本国憲法前文)と「個人の尊厳」(教育基本法(平成18年法律第120号)前文)を守り、発展させる「人権尊重の精神の涵養」(「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(第2条))を育む教育である。人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成・発展させることを目指す総合的な教育であり、学校教育には欠かすことのできないものである。

(2) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校における人権教育は、各教科や領域等、教科外活動のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うことになる。学習指導要領では、その理念を明確にし、社会で広く共有されるよう、前文には人権教育とも関係の深い言葉が列記されている。教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要である。

人権尊重の視点に立った学校づくり



2 「学習指導要領」に含まれた新たな要素と第三次とりまとめの関係性について

(1) 社会に開かれた教育課程の実現

人権教育の実践は、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていくとされており、人権教育が社会に対して果たすべき役割は大きい。つまり、人権教育を実践する際には、**社会とのつながりを意識**し、社会に開かれたものとする必要がある。また、学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できるものである。

(2) カリキュラム・マネジメントの推進

各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行うに当たっては、各教科や領域等、教科外活動等それぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなるため、**教科等横断的な視点**は、人権教育においては特に重要である。

また、第三次とりまとめでは、各学校において、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められている。そして、その点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要であるとされている。このように、人権教育においても、カリキュラム・マネジメントの推進が必要とされている。

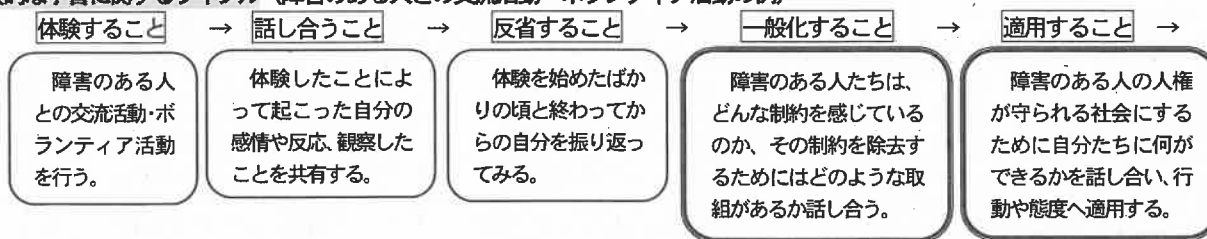
(3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

学習指導要領の総則では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが求められている。

第三次とりまとめでは、人権感覚を育成するには、児童生徒が自ら主体的に、学級の他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して初めて身に付くものとされており、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」「参加」「体験」を中核に置き、「**協力的な学習**」「**参加的な学習**」「**体験的な学習**」を行うことも示されている。こうした学習は「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものである。

- ・「**体験的な学習**」：具体的な活動や体験（体験には、ロールプレイ等アクティビティも含まれる）を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習。自らの心と頭脳と体を働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができる。

体験的な学習に関するサイクル（障害のある人との交流活動・ボランティア活動の例）



現在の学習指導要領で求められていることと、第三次とりまとめで求められている人権教育の実践には、関連性・共通点が多く、これまでの人権教育の取組をより充実させることが大切である。

また、時代の変化とともに**新たな人権課題**（新型コロナウイルス感染症による偏見・差別、ビジネスと人権、子どもの人権（児童虐待防止法の改正）など）が生じていることを踏まえ、教師自身が**人権に関する知識をアップデート**し、時代に即した**指導法を習得**することが求められている。

【参考資料】

- | | | |
|---------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------|
| ・「人権教育指導資料 直接的指導の充実をはかるための基底的指導について」 | R05. 3 | 県教委 |
| ・「令和4年度 新任人権教育研修会」資料 | R04. 7 | 学習院大学 梅野 正信 |
| ・「令和4年度 人権教育推進の手引」 | R04. 4 | 県教委 |
| ・「人権教育を取り巻く諸情勢について
～人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ策定以降の補足資料～」 | R04. 3 | 学校教育における人権教育調査研究協力者会議
人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 |
| ・「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」 | H20. 3 | 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 |
| ・別冊「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」実践編 | H20. 3 | 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 |

Q3：生徒指導提要の改訂のポイントを教えてください。

A：平成22年に初めて生徒指導提要が作られて以来、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にある。

こうしたことを踏まえ、生徒指導に関する基本書である生徒指導提要を12年ぶりに改訂し、令和4年12月に公表した。改訂のポイントとしては、「積極的な生徒指導の充実」、「個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の反映」、「学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映」である。

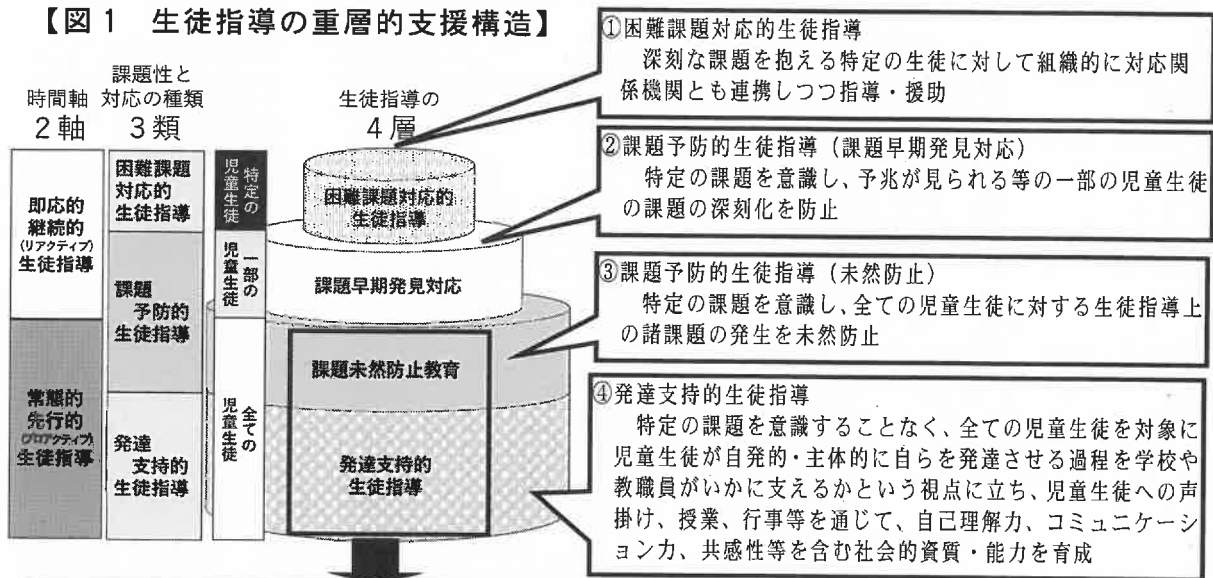
以下に、この3点について説明する。

1 積極的な生徒指導の充実

児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導を充実させることが盛り込まれた。

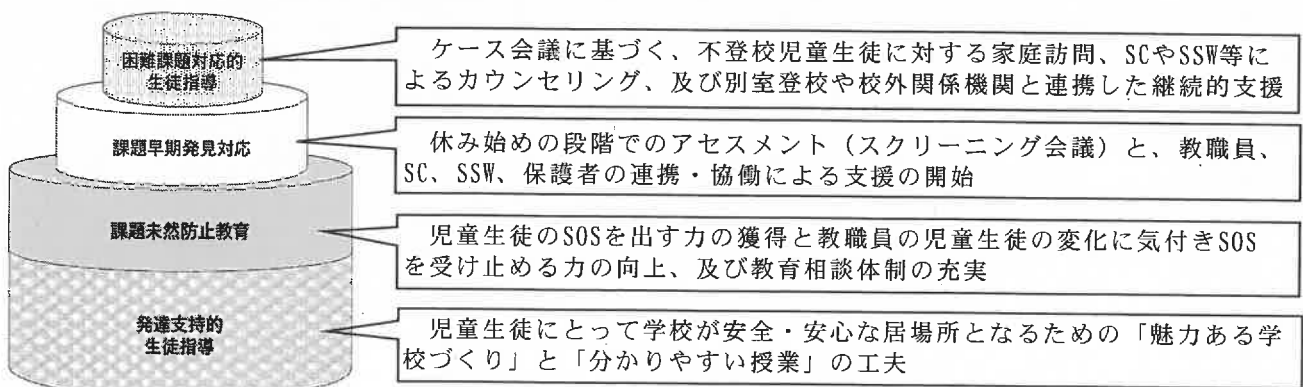
児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性という観点から類別することで、図1のように2軸3類4層に構造化することができる。日常的な発達支持的生徒指導から、未然防止、早期発見、困難課題への対応など各段階における発達や課題の困難度に応じた指導が必要であることを重層的支援構造としてモデル化している。

【図1 生徒指導の重層的支援構造】



「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」を日常的に、タイムリーに行っていくという積極的な生徒指導が大切。

<不登校対応の重層的支援構造例>



2 個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の反映

平成22年に生徒指導提要が作成された時から、社会環境（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）は大きく変化している。今回の改訂には、新たな個別の重要課題やそれらに応じた対策等について以下のように反映されている。

※ゴシックで示している部分は、新たに提示された内容

第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

第4章 いじめ 第5章 暴力行為 第6章 少年非行（喫煙、飲酒等）
 第7章 児童虐待 第8章 自殺 第9章 中途退学
 第10章 不登校 第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

第12章 性に関する課題

12.4 「性的マイノリティ」に関する課題と対応

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

13.1 発達障害に関する理解と対応 13.2 精神疾患に関する理解と対応
 13.3 健康課題に関する理解と対応 13.4 支援を要する家庭状況

「性的マイノリティ」とされる児童生徒については、学校生活を送る上で特別な支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ児童生徒の心情に配慮した対応を行うことが求められる。

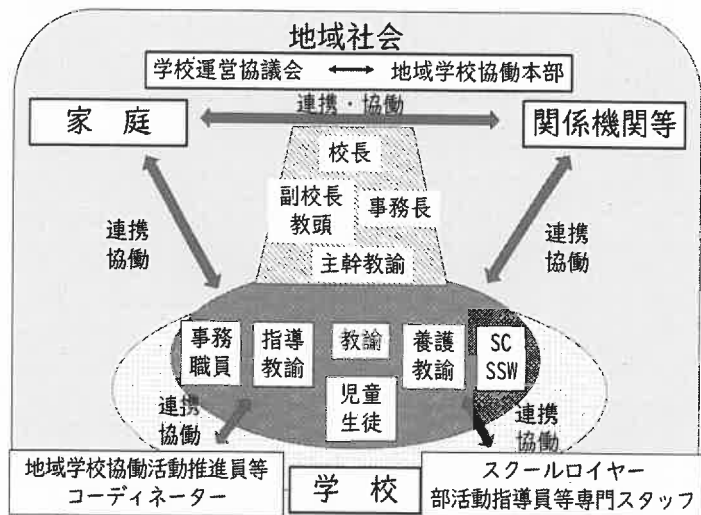
発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあり、第4章～12章の各課題の背景になる場合も少なくない。

3 学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

学習指導要領では、学習指導と生徒指導は相互に深く関わるものであり、学習指導と関連付けながら生徒指導の充実を図ることを重視している。特に、学習指導要領の趣旨の実現に向けては、発達支持的生徒指導の考え方が役に立つと考えられる。

また、図2のような連携が求められる「チーム学校」は、教師、SC、SSWなど「教職員のチームの強化」と「学校・家庭・地域の関係機関等の連携の強化」という2つの側面がある。チームとして組織的な連携を強めながら、それぞれの専門性を生かして、多様な背景を持つ児童生徒へ対応することが大切である。

【図2 チーム学校における組織イメージ】



生徒指導の主役は子どもであり、教職員は児童生徒の成長・発達を支持するサポート役であると言える。生徒指導は一人一人の良さを認め、その可能性を広げていくことを目的としていることを忘れてはならない。



R4 生徒指導提要

【参考資料】

・「生徒指導提要」	R04.12	文科省
・「生徒指導提要のポイント」	R04.12	東京都
・「月刊生徒指導」（12月・1月）	R04.12 R05.1	学事出版

Q4： キャリア・パスポートを効果的に活用する方法を教えてください。

A： キャリア・パスポートは、児童生徒が自分の成長を自分で振り返ったり、自分のよさ、可能性を認識したりするための道具である。例えば、キャリア・パスポートに蓄積されたワークシート（記録用紙）を活用して、年度当初に学級活動（3）「一人一人のキャリア形成と自己実現」アの授業で、昨年度の学校生活や学習などを振り返り、自己の成長に気付くとともに、新たな学習や生活の目標を立てる際に生かすことが考えられる。

【「キャリア・パスポート」の定義】学習指導要領及び学習指導要領解説特別活動編（H29,30年告示）

児童生徒が、小学校から高校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

1 目的

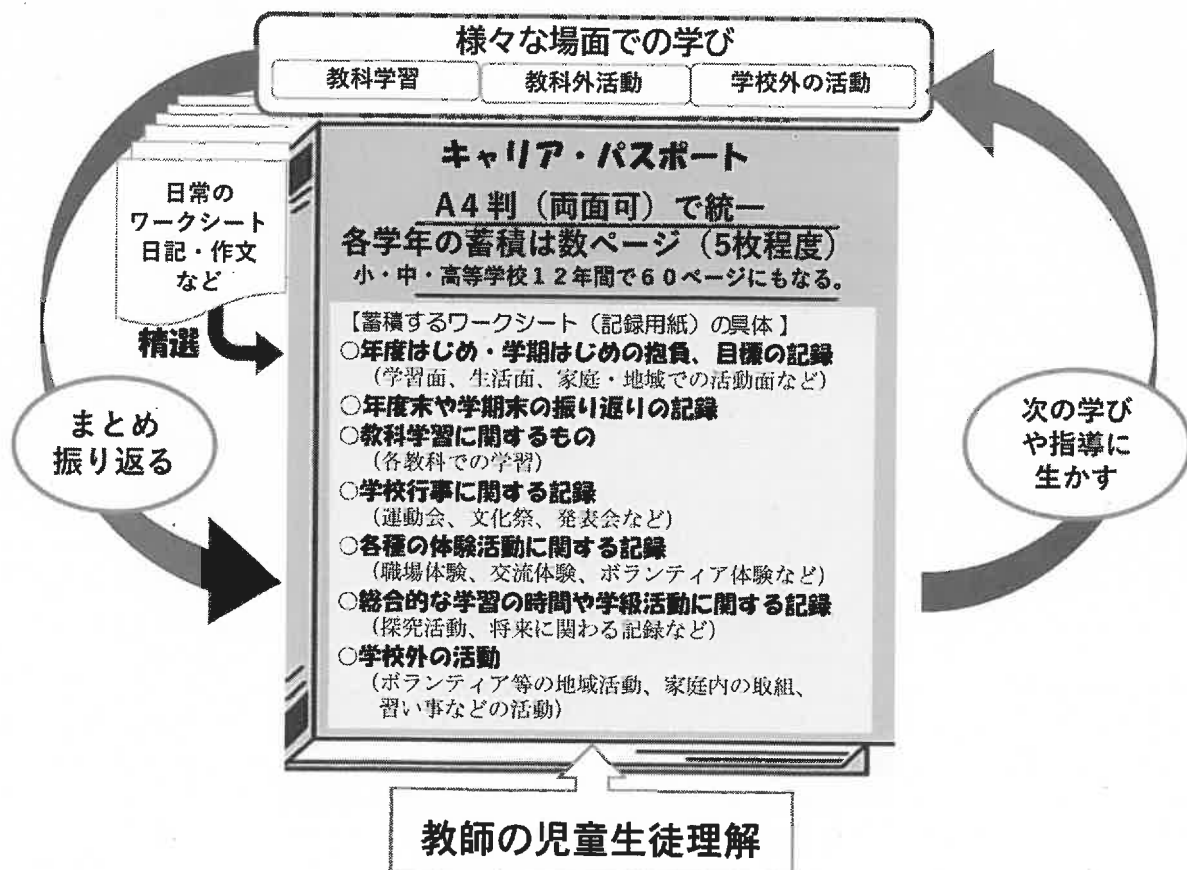
小学校から高等学校を通じて、

- ① 児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの。
- ② 教師にとっては、その記述を基に対話的に関わることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの。

小学校から高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を越えて活用できるものとし、教育活動、校種、人を「つなぐ」、「学びをつなぐ」教材となって、キャリア教育の充実が期待されている。

2 内容

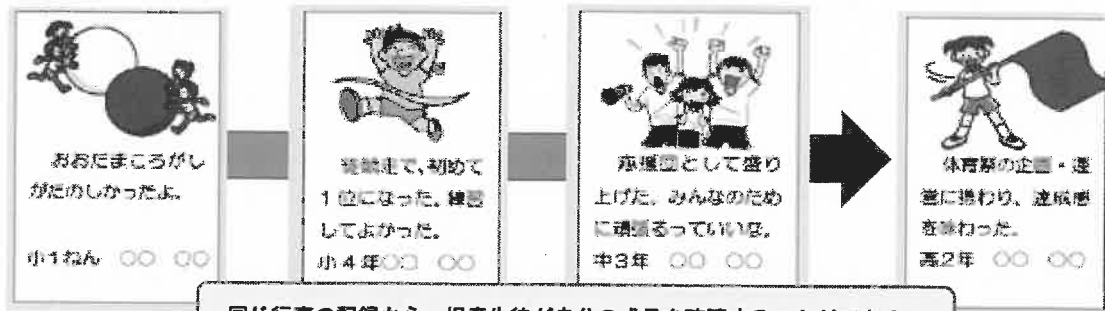
児童生徒が自ら記録し、振り返るとともに入学から卒業までの学習を見通し、将来の展望を図れるものとする。また、児童生徒が自己有用感の醸成や自己変容の自覚に結び付けられるように、大人（家族や教師、地域住民等）が対話的に関わり、肯定的なコメントを記入することが大切である。日常のワークシート（日記、作文、各教科等）を活用しながら、地域や学校の実態に合わせて、カスタマイズしていくのもよい。



3 活用

(1) 場面

- ア 年度はじめ、学期はじめの目標立てや、学期末や年度末の振り返りをする場面
 イ 学校行事（運動会、文化祭、発表会など）の目標立てや振り返りをする場面
 <運動会・体育祭の記録 例>



同じ行事の記録から、児童生徒が自分の成長を確認することができる。

ウ 教科等の場面

例 (◎ねらい ・主な学習活動)

【生活】小学校 2 学年「学校を案内しよう」

- ◎自分の役割を自覚し、主体的に取り組むことができる。
 ・1年生に学校のことを伝え、進級して上級生になった自覚をもつ。

【道徳】小学校 4 学年「いつかにじをかける」

- ◎自分で立てた目標に向かって、粘り強くやり遂げようとする態度を育む。
 ・マラソン選手について知る。
 ・夢や目標の実現について話し合う。

【図画工作】小学校 6 学年「十年後の私」

- ◎友達作品のよさを味わうことを通して、自分が思い描く未来の姿を見つめ直すことができる。
 ・未来のある日の自分の姿を想像して立体で表した作品を作り、鑑賞し合う。

【総合的な学習の時間】中学校 1 学年「働く人から学ぼう」

- ◎働くことの大切さを知り、将来について考えることができる。
 ・身近な人の働く姿を知る。
 ・地域の職業人の話を聞く。

【社会】中学校 3 学年「労働環境の変化と課題」

- ◎現代の労働者を取り巻く問題点について理解し、将来の自分の生き方を考えることができる。
 ・日本の労働環境の変化と雇用形態の特徴を知り、その問題点について考える。

【英語】中学校 2 学年「My Dream」

- ◎将来の夢や目標と結びつけながら、学ぶことや日常生活を送ることの意義を自覚し、見通しをもって努力することができる。
 ・自分の将来の目標や、その目標に近づくために自分がやるべきことについて考える。

(2) 留意点

ア 記録や蓄積が、学級活動に偏らないようにする。

学級活動以外の教科や学校行事、帰りの会等の際に記録することも考えられる。

学級活動で扱う際、学級活動の目標や内容に即したものにし、積極的に記録を用いて話し合い、意思決定を行うなどの学習機会の確保に努める。学習指導要領解説特別活動編を確認し、その内容及び実施時間数にふさわしいものとする。

イ 「キャリア・パスポート」は学習活動であることに留意する。

児童生徒個々の状況を踏まえ、本人の意思と反する記録を強いたり、無理な対話に結び付けたりすることは望ましくない。「キャリア・パスポート」は自己評価、学習活動であり、そのまま学習評価とすることは適切ではない。

ウ 個人情報であることに留意する。

安易に掲示したり、学校が発行する通信等に掲載したりすることがないように配慮する。管理は、原則、学校が行い、記録の紛失・流失に十分注意すること。進級時の学年間の引継ぎは、原則、教師間で、進学時の引継ぎは、原則、児童生徒を通じて行うが、小・中学校間は学校間で行うことが考えられる。

【参考資料】

- | | |
|------------------------------------------------|------------|
| ・「キャリア・パスポート」の導入に向けて～小・中・高の学びをつなぐキャリア教育充実のために～ | R02. 1 県教委 |
| ・「キャリア・パスポート」例示資料等について | H31. 3 文科省 |
| ・「小学校学習指導要領（平成29年度告示）解説 特別活動編」 | H29. 7 文科省 |
| ・「中学校学習指導要領（平成29年度告示）解説 特別活動編」 | H29. 7 文科省 |

Q5：食に関する指導の推進を図るためのポイントを教えてください。

A：食は、人が生きていく上での基本的な営みの一つである。特に、成長期にある児童生徒にとって健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものである。しかし近年、偏った栄養摂取や不規則な食事など、食に関する様々な課題が指摘されている。次代を担う子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるためには、学校や家庭、地域が連携して食育を推進することがとても重要である。

以下に、食育の推進や食に関する指導の充実を図る上で大切なポイントについて示す。

1 食に関する指導全体計画①及び②（年間指導計画）の作成

（※食に関する指導において、全体計画①とは一般的な全体計画、全体計画②とは年間指導計画のことを意味します）

食に関する指導の目標は、学校教育目標に基づき、児童生徒の実態を根拠として、国や自治体の食育推進計画を考慮のうえ学校独自に設定する。その目標の実現に向けた効果的な指導を行うためには、学習指導要領で示されている資質・能力の三本柱や、従前の食育の目標であった6つの視点を意識した全体計画①、教科等横断的な視点に立った全体計画②（年間指導計画）を作成し、全教職員の共通理解のもとで推進されることが望まれる。

<食に関する指導全体計画①>

- 学校教育目標
- 児童生徒の実態
- 食育推進基本計画等

食に関する指導の目標

（資質・能力の三本柱で示す）

- ・知識及び技能
- ・思考力、判断力、表現力等
- ・学びに向かう力、人間性等

食育の視点

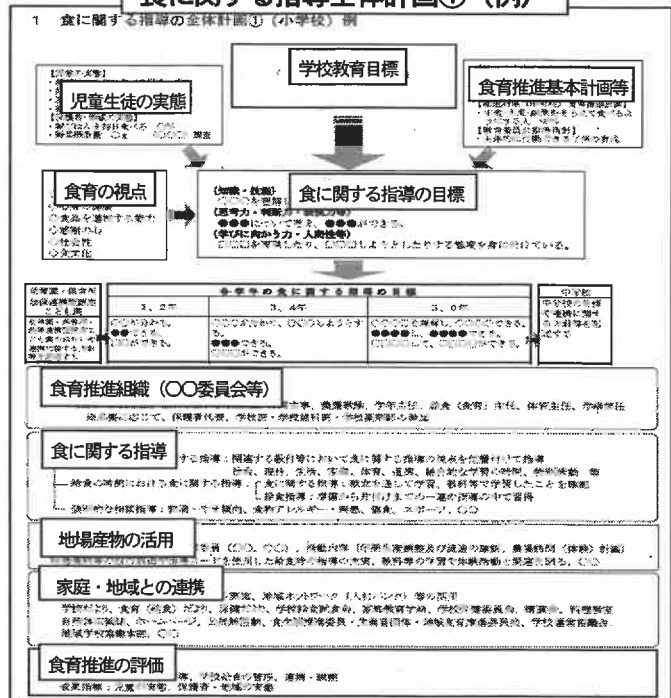
- ・食事の重要性
- ・心身の健康
- ・食品を選択する能力
- ・感謝の心
- ・社会性
- ・食文化

*H29年学習指導要領の改訂まで「食に関する指導の目標」だったこの6点が、「食育の視点」として残されました。

- 食育推進組織
- 食に関する指導
- 地場産物の活用
- 家庭・地域との連携
- 食育推進の評価

教科等横断的な視点に立ち、各教科等の指導内容と食に関する指導の関連性を明確にした**全体計画②（年間指導計画）**を作成する。

食に関する指導全体計画①（例）



食に関する指導全体計画②（年間指導計画）（例）

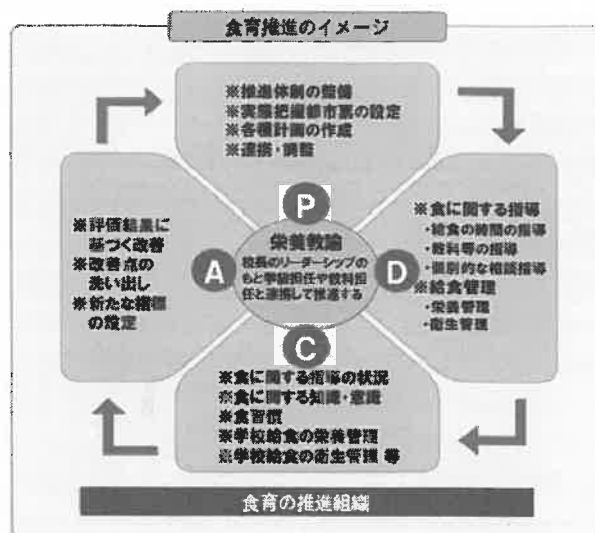
教科等	4月	5月	6月	7月	8月～9月
学校生活指導	入学式、始業式、開校式、運動会、文化祭、終業式、卒業式				
国語	食に関する文の読み取り、食に関する文の書き取り	食に関する文の読み取り、食に関する文の書き取り	食に関する文の読み取り、食に関する文の書き取り	食に関する文の読み取り、食に関する文の書き取り	食に関する文の読み取り、食に関する文の書き取り
算数	食に関する数の読み取り、食に関する数の書き取り	食に関する数の読み取り、食に関する数の書き取り	食に関する数の読み取り、食に関する数の書き取り	食に関する数の読み取り、食に関する数の書き取り	食に関する数の読み取り、食に関する数の書き取り
理科	食に関する身のまわりの物質、食に関する身のまわりの物質	食に関する身のまわりの物質、食に関する身のまわりの物質	食に関する身のまわりの物質、食に関する身のまわりの物質	食に関する身のまわりの物質、食に関する身のまわりの物質	食に関する身のまわりの物質、食に関する身のまわりの物質
社会	食に関する社会、食に関する社会	食に関する社会、食に関する社会	食に関する社会、食に関する社会	食に関する社会、食に関する社会	食に関する社会、食に関する社会
総合	食に関する総合、食に関する総合	食に関する総合、食に関する総合	食に関する総合、食に関する総合	食に関する総合、食に関する総合	食に関する総合、食に関する総合
道徳	食に関する道徳、食に関する道徳	食に関する道徳、食に関する道徳	食に関する道徳、食に関する道徳	食に関する道徳、食に関する道徳	食に関する道徳、食に関する道徳
英語	食に関する英語、食に関する英語	食に関する英語、食に関する英語	食に関する英語、食に関する英語	食に関する英語、食に関する英語	食に関する英語、食に関する英語
音楽	食に関する音楽、食に関する音楽	食に関する音楽、食に関する音楽	食に関する音楽、食に関する音楽	食に関する音楽、食に関する音楽	食に関する音楽、食に関する音楽
美術	食に関する美術、食に関する美術	食に関する美術、食に関する美術	食に関する美術、食に関する美術	食に関する美術、食に関する美術	食に関する美術、食に関する美術
体育	食に関する体育、食に関する体育	食に関する体育、食に関する体育	食に関する体育、食に関する体育	食に関する体育、食に関する体育	食に関する体育、食に関する体育
保健体育	食に関する保健体育、食に関する保健体育	食に関する保健体育、食に関する保健体育	食に関する保健体育、食に関する保健体育	食に関する保健体育、食に関する保健体育	食に関する保健体育、食に関する保健体育
家庭科	食に関する家庭科、食に関する家庭科	食に関する家庭科、食に関する家庭科	食に関する家庭科、食に関する家庭科	食に関する家庭科、食に関する家庭科	食に関する家庭科、食に関する家庭科
外国語活動	食に関する外国語活動、食に関する外国語活動	食に関する外国語活動、食に関する外国語活動	食に関する外国語活動、食に関する外国語活動	食に関する外国語活動、食に関する外国語活動	食に関する外国語活動、食に関する外国語活動
外国語学習	食に関する外国語学習、食に関する外国語学習	食に関する外国語学習、食に関する外国語学習	食に関する外国語学習、食に関する外国語学習	食に関する外国語学習、食に関する外国語学習	食に関する外国語学習、食に関する外国語学習
特別活動	食に関する特別活動、食に関する特別活動	食に関する特別活動、食に関する特別活動	食に関する特別活動、食に関する特別活動	食に関する特別活動、食に関する特別活動	食に関する特別活動、食に関する特別活動
総合的な学習の時間	食に関する総合的な学習の時間、食に関する総合的な学習の時間	食に関する総合的な学習の時間、食に関する総合的な学習の時間	食に関する総合的な学習の時間、食に関する総合的な学習の時間	食に関する総合的な学習の時間、食に関する総合的な学習の時間	食に関する総合的な学習の時間、食に関する総合的な学習の時間
キャリア教育	食に関するキャリア教育、食に関するキャリア教育	食に関するキャリア教育、食に関するキャリア教育	食に関するキャリア教育、食に関するキャリア教育	食に関するキャリア教育、食に関するキャリア教育	食に関するキャリア教育、食に関するキャリア教育
情報教育	食に関する情報教育、食に関する情報教育	食に関する情報教育、食に関する情報教育	食に関する情報教育、食に関する情報教育	食に関する情報教育、食に関する情報教育	食に関する情報教育、食に関する情報教育
環境教育	食に関する環境教育、食に関する環境教育	食に関する環境教育、食に関する環境教育	食に関する環境教育、食に関する環境教育	食に関する環境教育、食に関する環境教育	食に関する環境教育、食に関する環境教育
防災教育	食に関する防災教育、食に関する防災教育	食に関する防災教育、食に関する防災教育	食に関する防災教育、食に関する防災教育	食に関する防災教育、食に関する防災教育	食に関する防災教育、食に関する防災教育
国際教育	食に関する国際教育、食に関する国際教育	食に関する国際教育、食に関する国際教育	食に関する国際教育、食に関する国際教育	食に関する国際教育、食に関する国際教育	食に関する国際教育、食に関する国際教育
生涯学習	食に関する生涯学習、食に関する生涯学習	食に関する生涯学習、食に関する生涯学習	食に関する生涯学習、食に関する生涯学習	食に関する生涯学習、食に関する生涯学習	食に関する生涯学習、食に関する生涯学習
職業教育	食に関する職業教育、食に関する職業教育	食に関する職業教育、食に関する職業教育	食に関する職業教育、食に関する職業教育	食に関する職業教育、食に関する職業教育	食に関する職業教育、食に関する職業教育
消費者教育	食に関する消費者教育、食に関する消費者教育	食に関する消費者教育、食に関する消費者教育	食に関する消費者教育、食に関する消費者教育	食に関する消費者教育、食に関する消費者教育	食に関する消費者教育、食に関する消費者教育
食育推進	食に関する食育推進、食に関する食育推進	食に関する食育推進、食に関する食育推進	食に関する食育推進、食に関する食育推進	食に関する食育推進、食に関する食育推進	食に関する食育推進、食に関する食育推進

食に関する指導の手引
—第二次改訂版—
(H31.3 文科省)
P42~49 参照



2 食育とカリキュラムマネジメント

各教科等にはそれぞれ固有の目標や内容があり、食に関する指導の目標と各教科等の内容が一致しない場合もある。その際には、当該教科等の目標や身に付けさせる資質・能力を第一義的に考え、指導の過程に「食育の6つの視点」を位置付けてつないでいくことが大切である。また、全体計画や年間指導計画を作成する段階で、教科等の内容と学級活動の内容を関連付けたり、それらを給食の時間における食に関する指導と関連付けたりすることも大切である。それらを実現させるためには、食に関する内容について必要な教育内容を意図的に配列した教育課程を、全教職員で組織的に推進できる体制を構築し、右図のようなPDCAサイクルに基づいた取組を進めていくことが必要である。



図：食育推進のPDCAサイクル

3 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

食育を推進するにあたり、第一義的な役割は家庭にあるが、学校が家庭や地域社会と連携・協働し、食育を一層推進することが求められている。また、児童生徒に地域の良さを理解させ、愛着をもたせるためには、地場産物を学校給食に取り入れたり、食に関する知識や経験を有する人材等を有効に活用したりして、食に関する指導を進めることが大変有効である。

家庭との連携・啓発	生産者等との連携	地域との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観等で食に関する授業を実施【学級活動(2)、家庭科、体育・保健体育科等】 ・学校で学んだことを家庭で実践し、保護者にコメント等の協力依頼 ・親子料理教室等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や米などを生産者とともに栽培・収穫・調理 ・食品加工や製造、流通等の関係者と連携し、食に対する関心を喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や自治体が主催する収穫祭等のイベントへの積極的な参加 ・地域の方を招き、郷土料理教室等の開催 ・手作り体験(味噌・豆腐・こんにゃく等)
医療関係者等との連携	栄養教諭・学校栄養職員との連携	
<ul style="list-style-type: none"> ・食と健康に関するテーマを設定した学校保健委員会への参加依頼 ・肥満、痩身への個別指導に対するの助言依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で栽培した野菜等を学校給食に活用 ・各教科等の教材に出てくる料理を取り入れた献立 ・食に関する授業(TT)や教材研究・開発等への専門性を生かした参画 ・日々の給食指導における、食事マナーの指導、献立や使用食材の紹介などの直接的な指導 ・担任が食に関する指導を実施する際の資料提供 	

食育基本法の施行(H17.7)や学校給食法の改正(H21.4)など食に関する法律の整備が進んだだけでなく、平成20年告示の学習指導要領で「食育」が明確に位置付けられ、さらに平成29年告示の学習指導要領に「食に関する指導の全体計画」という文言が明記されたことはとても大きな意味がある。今後は、現在実施している教育課程の中で、食育の視点を加味して取り組めることを洗い出し、教科等横断的な視点でつないだ全体計画①及び②(年間指導計画)を作成し、実践していくことが大切である。そして作成した各計画が形骸化されないよう、全教職員の共通理解のもとで取り組んでいくことが望まれる。

【参考資料】

- ・「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」 H31.3 文科省
- ・「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」 H29.3 文科省

Q6： 社会に開かれた教育課程の説明では「学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる」とあるが、どのようなことか。

A： 教育課程を教職員等の学校関係者だけが知っている（閉じた）ものとせず、社会（保護者・地域住民等）と共有していくことで、社会と連携・協働しながら学校の教育活動を充実させ、学校教育目標の実現を図っていくことである。

◇ 社会に開かれた教育課程の実現のために

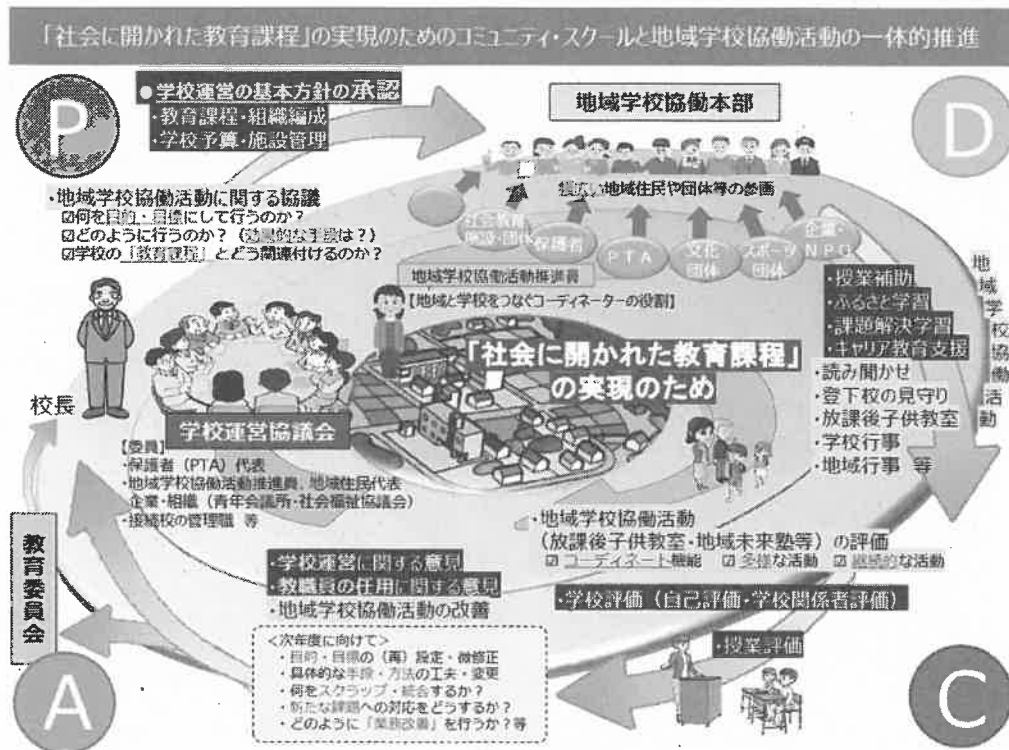
1 共有することの意義

教育課程（目標）の共有に当たっては、学校運営協議会、学校評議員会、保護者説明会、学校だより、ホームページなどの場や機会が考えられる。

特に学校運営協議会が設置されている学校（コミュニティ・スクール）では、教育課程の編成を含む校長が作成する基本方針の承認を行う権限を有するので、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映し、目指すところを対等な立場で共有することができる。

学校運営協議会が設置されていない場合でも、学校だけでなく、保護者や地域住民等も、子どもたちの教育の当事者としての責任をもつパートナーであるという認識を育んでいくことが大切である。

このように、対等な立場で教育課程（目標）が共有されることにより（P）、学校と地域が連携・協働した様々な教育活動（地域学校協働活動）が展開され（D）、これらの活動に対する評価を通して（C）、活動の改善や新たな目標の設定が行われる（A）という好循環（PDCAサイクル）が生まれる（下図参照）。これによって教育活動がより充実し、社会に開かれた教育課程の円滑な実現につながっていく。



2 連携・協働の充実

共有した目標の実現のためには、学校と地域が連携・協働した様々な活動を取り入れていくことが重要である。中教審答申（H28.12）「地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりして」実現させるとあるように、学びの場や指導者を学校だけでなく、時には地域社会に求めることも考慮しながら活動の充実を図っていくことが望ましい。

(1) 人的・物的資源の活用

ア 人的資源の活用例

- 学校支援ボランティアによるもの
 - ・学習支援：読み聞かせ、各教科等への支援
 - ・環境支援：遊具の塗装、花壇・図書室の整備、HP作成、防犯パトロール 等
- 企業や高等教育機関等との連携によるキャリア教育、出前授業 等

イ 物的資源の活用例

- 地域資源を生かした学習活動
 - ・文化財を活用した学習（校外学習含む）、職場体験、学校間交流 等
- 社会教育施設の活用
 - ・公民館がもつ地域情報の活用、図書館・博物館等での調べ学習や体験学習
 - ・青少年教育施設等での体験学習 等

(学校と地域を結ぶ 地域連携教員の手引き書より一部改)

☆学校が進めておくとよいこと

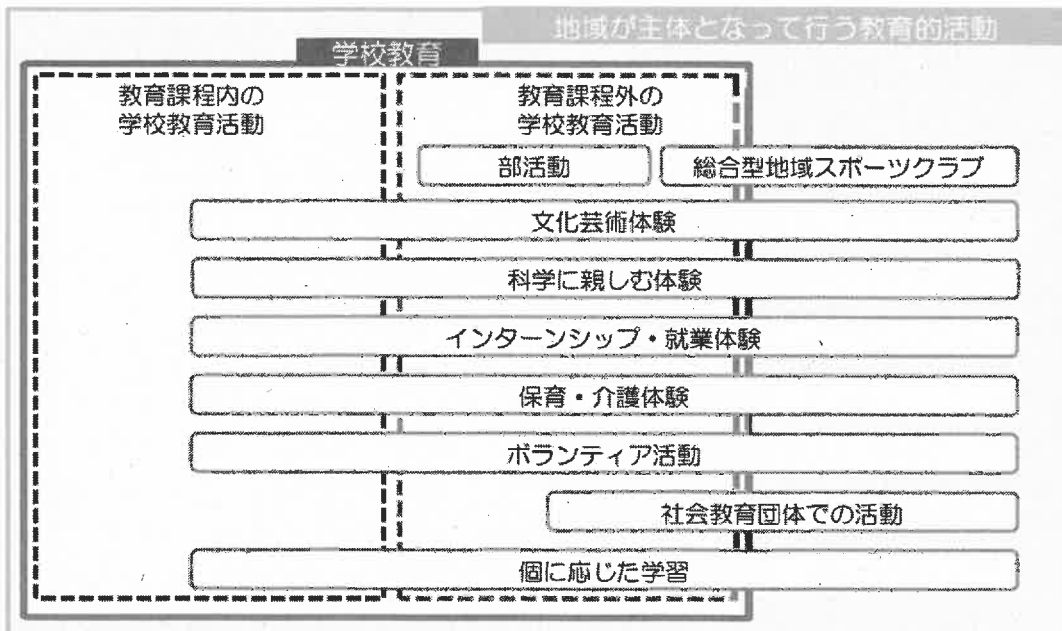
- ・地域コーディネーターとの連携体制整備（連絡方法・打合せ・調整等）
- ・地域連携教員を中心とした校内の地域連携チームの整備 など

(2) 放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携

(活動例)

放課後子ども教室※、地域イベントでのボランティア体験学習、地域での防災活動への参加、文化芸術体験、地域でのスポーツ活動、その他地域が主体となっ
て行う教育的活動（下図参照）

※すべての子どもを対象に平日の放課後や週末、夏休み等に、学校の余裕教室や体育館、公民館等において、地域住民等の参画を得て、多様な学習・体験プログラムを実施するもの



☆学校が進めておくとよいこと

- ・子どもたちが活動に参加しやすい環境整備（時間等の調整・理解促進等）
- ・地域の団体・組織（育成会、地域で子どもを育む団体等）との連携 など

【参考資料】

- ・学校と地域でつくる学校の未来（HP）
- ・これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動
- ・平成 29 年改定の小・中学校学習指導要領に関する Q&A（総則に関すること）
- ・地域連携教員のための手引き書
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について
- ・教育課程内外の教育活動、家庭や地域社会との連携等に関する資料
- ・地域とともにある学校づくり～学校支援ボランティアハンドブック～
- R02. 3 文部科学省
- R01. 11 文部科学省
- H29. 3 栃木県教育委員会
- H28. 12 中央教育審議会
- H28. 5 文部科学省
- H28. 3 芳賀教育事務所

III 參考資料

令和5年度 教育課程編成確認事項一覧

芳賀教育事務所

令和5年度の教育課程編成に向けて、以下の点を再確認してください。

教育課程

- 学習指導要領解説（各教科等編）を読み、内容を再確認した。
- 栃木県教育委員会「特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引」を参考に、特別支援学級や通級指導教室における特別の教育課程を編成した。
（留意点）・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れる。
 - ・個々の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年（当該学年より下の学年）の教科の目標・内容に替える。＜各教科等の目標に至る手続きの例＞（手引 P.6～）を参考に適切に編成する。
 - ・各教科の目標及び内容の系統性を踏まえて編成する。
 - ・交流及び共同学習では、豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を踏まえた上で効果的に実施する。
- 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」及び栃木県教育委員会「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編）」を基に、評価について全教職員で共通理解した。
- 各教科等における授業時数については、学校教育法施行規則別表第一、別表第二に基づいて編成した。
- 特に道徳科については、教科化された趣旨や経緯等を踏まえ、全学級で年間35時間（小学校の第1学年は34時間）が確実に実施できるよう、教育課程を編成した。
- 令和5年度の教育課程研究集会に向けて、「事前研究の手引」に示した事項に基づいて学校全体で取り組む体制を整えた。
- 学習指導要領の内容について、保護者に説明する機会を設けた。（又は、今後行う予定である。）

学習指導

- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成の適切なバランスに配慮した。
- 文部科学省「全国学力・学習状況調査の結果報告書」、国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査解説資料」「全国学力・学習状況調査報告書」（「授業アイデア例」）、「使ってみよう！学力調査」、栃木県教育委員会「とちぎの子どもの『確かな学力』向上のために～授業改善に向けた3つの視点～」「とちぎの子どもの『確かな学力』向上のために～言語活動の充実を図る3つの提案～」等を参考に、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、授業の工夫、改善について検討した。
- 栃木県総合教育センター「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善【理論編】【実践編】」等を参考に授業の工夫、改善について検討した。
- 栃木県総合教育センター「学ぶ意欲をはぐくむ」「学業指導の充実」や栃木県教育委員会「学業指導の充実に向けて」「家庭学習のすすめ」等を参考にし、学習意欲の向上や学習習慣を確立する手立てを共有した。
- 文部科学省「言語活動の充実に関する指導事例集」等を参考に、言語活動の充実を図るための具体策について共通理解した。
- 道徳教育との関連を図った指導計画を作成した。

- 各教科等の学習指導要領及び解説に示された「指導計画作成上の配慮事項」等に基づいて指導計画を作成した。
- 年間指導計画（単元の指導と評価の計画を含む）を、学習指導要領、各学校の教育目標や児童生徒の実態から検討し、改善した。
- 道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の全体計画及び指導計画等について見直し、改善した。
- 学習指導案や教材、資料等が共有できる体制を整えた。

道徳教育

- 校長の指導方針の下、道徳教育推進教師等を中心とした推進体制を整備した。
- 学校としての課題を踏まえた特色ある「道徳教育の全体計画」を作成した。
- 道徳教育及び各学年の重点目標を設定し、重点的指導事項について計画した。
- 学校の実態に応じた「道徳科の年間指導計画」を作成した。
- 各学年に全ての内容項目及び重点的に指導しようとする内容項目を位置付けた。
- 道徳教育と関連する各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期、道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期、道徳教育の推進体制、家庭や地域との連携の方法等を「別葉」等に示した。
- 道徳科の年間指導計画に1時間ごとの大要を示した。また、郷土資料集等の関連資料の活用を位置付けた。
- 評価について教師間で検討し、評価の視点などについて共通理解を図った。
- 学習指導案や教材、資料等を共有できる体制を整えた。
- 保護者が参観する道徳科の授業の実施計画を作成した。
- 「とちぎの子どもたちへの教え」及び同指導事例集について確認した。
- 「道徳教育ハンドブック」「『考え、議論する道徳』の授業づくり」等を参考に授業の工夫、改善について検討した。

外国語活動・外国語科（小学校）

- 学習指導要領の外国語活動・外国語科の目標及び内容を確認した。
- 児童の実態や地域の実情に応じて学年ごとの目標（中学年）や学習到達目標（高学年）を定めた。
- 「Let's Try!」及び同指導編、年間指導計画、CAN-DO リスト、デジタル教材等を活用できるようにした。
- 評価について教師間で検討し、評価の視点などについて共通理解を図った。
- 作成した教材・教具を整理・保管し、共有できるようにした。
- 文部科学省 DVD「新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科の授業実践映像資料 2・3（小学校編）」及び「英語教育推進リーダー中央研修 DVD 教材」を視聴し、指導力の向上を図った。

総合的な学習の時間

- 各学校において定める目標について、各学校の教育目標を踏まえるとともに、育成を目指す資質・能力が明確になるよう見直しを行った。
- 各学校において定める内容について、目標の実現にふさわしい探究課題となるよう見直しを行った。
- 体験活動を適切に位置付けるなど、目標・内容に基づいた指導計画の見直しを行った。
 - ・プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付ける。（小学校令和2年度～）
- 各学校が定めた目標と内容に基づいた評価の観点・評価規準となるよう見直しを行った。

- 全体計画に以下の内容を示した。（※「芳賀の教育」HP版 Q&A集 学習指導 H31 参照）
 - ① 各学校における教育目標、各学校において定める目標、各学校において定める内容（目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力）
 - ② 学習活動、指導方法、指導体制（環境整備、外部との連携を含む）、学習の評価
 - ③ その他、年度の重点、地域の実態、学校の実態、児童生徒の実態、保護者の願い、地域の願い、教職員の願い、各教科等との関連、地域との連携、小・中学校との連携、近隣学校との連携など、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの。
- 年間指導計画に、単元名、各単元における主な学習活動、活動時期、予定時数等を示した。
- 課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現という過程を重視し、それらが発展的に繰り返される指導計画を作成した。
- 各学年の指導計画に、単元の指導計画および学習の評価計画を示した。
- 学習指導案や教材、資料等が共有できる体制を整えた。
- 学校行事との関連を図る活動では、総合的な学習の時間の目標に即した活動を探究活動の一環として位置付けた。
- 総合的な学習の時間の趣旨やねらいを全教職員で再確認した。

特別活動

- 特別活動の全体計画及び学習指導要領の目標や特別活動の特質に沿って各学校で定めた評価の観点の見直しを行った。
- 学級活動(1)(2)(3)、児童会(生徒会)活動、クラブ活動、学校行事それぞれの評価規準、年間指導計画及び評価計画の見直しを行った。
 - ・学級活動：学校としての年間指導計画と学級ごとの年間指導計画及び評価計画
 - ・児童会(生徒会)活動：各委員会の年間指導計画及び評価計画
 - ・クラブ活動：各クラブの年間指導計画及び評価計画
 - ・学校行事：各行事の年間指導計画及び評価計画
- 学級活動の内容(1)(2)(3)について、それぞれの学習過程や内容の特質等について再確認した。
- 社会的スキルの習得のみをねらいとした学級活動の指導計画は訂正した。
- 学級活動、学校行事においては、学習指導要領に示されている内容の全てを全学年で実施するよう計画した。
- 学級活動について、内容(1)(2)(3)がバランスよく実施できるよう計画した。
- 学校行事をねらいとの関連から見直し、改善した。
 - ・知能検査を予備時数に位置付けた。
 - ・学校行事の準備と後片付けを「儀式的行事」ではなく「勤労生産・奉仕的行事」に位置付けている場合は、内容がねらいに即しているものであるかを見直し、指導計画を改善した。
 - ・学校行事の実施をもって、総合的な学習の時間の実施としていないか見直し、適切でないものについては指導計画を改善した。
- 突発的な事故や災害にも対処できるよう、危機管理マニュアル及び避難訓練のあり方を見直し、全教職員の共通理解の下、計画を改善した。
- 学習指導案や教材、資料等を共有できる体制を整えた。
- 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などについて確認・検討した。
- 全学年で、キャリア・パスポートを活用し、次年度(進学先含む)へ引き継いだ。

〇ここで示したものは、参考例の一つである。学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校としての形式を定めることが必要である。

令和 年 月 日 () 第 校時
第 学年 組 指導者 〇〇 〇〇

1 単元名 (小単元名、または題材名)

〇国語科は「単元名」、「教材名」を併記する場合もあり、「単元名」は、言語活動が分かるように記載できるとよい。音楽、図画工作等は「題材名」とする場合が多い。

2 単元の目標 (小単元の目標、または題材の目標)

- (1) ~することができる。(知識及び技能)
- (2) ~することができる。(思考力、判断力、表現力等)
- (3) ~しようとする。(学びに向かう力、人間性等)

①単元の目標を評価の観点別に示したり、全ての評価の観点を含んだ文章で(外国語科等)示したりする。
②教科等により、目標の文末表現が異なっているため、国立教育政策研究所や県教委の資料等を参考にする。
③「外国語科」の場合は、各学校で作成している「CAN-DOリスト」の形での「学習到達目標」との関連を明記する。一つの単元で一つ、場合によっては二つ程度示す。

3 単元の評価規準 (題材の評価規準)

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
〇文末を「~している。」として作成する。「技能」については、「~する技能を身に付けている」状況を「~できる。」として示す教科もある。		〇文末を「~しようとしている。」として作成する。

4 単元について (小単元または題材について)

〇教科の特性を踏まえて、教材の系統性や他教科との関連を(1)、(2)、(3)のいずれかに示すことも考えられる。

(1) 教材観

- ①学習指導要領の内容を踏まえ、本単元が、学習指導要領の目標及び内容のうち、どの目標及び内容を受けて構成しているのかを記述する。そして本単元で押さえるべき指導事項について学習内容・学習活動を明らかにする。
- ②本教材がどんな価値や本質をもった教材であるかを把握して記述する。

(2) 児童 (生徒) の実態

〇単元の指導に直結しない実態(「明るい学級」「算数が好きな子が多い」など)は記述せずに、下記①~③のとおり、本単元を進めていく前提としての実態を分析的に記述する。したがって、アンケート調査をする際は「学級の状態」や「教科の好き嫌い」といった教科に対する情意面などではなく、単元の指導に関わる内容を問うことが望まれる。

- ①単元に関わる児童(生徒)の実態を調査し、その結果を分析して記述する。
- ②児童(生徒)の実態は、「学習の定着度」「学習スタイル」「興味・関心」「学習スピード」「生活経験」など複数の観点から把握することや、学校課題(研究主題)に関わる視点から把握することなどが考えられる。
- ③実態調査の分析・考察については、成果や課題等を記述し、「(3)指導観」における単元の目標を達成するための指導・手立てや、個を生かす指導につなげる。

(3) 指導観

- ①「2 単元の目標」や「(1)教材観」、「(2)児童(生徒)の実態」を踏まえ、目標を達成するための指導・手立て等について記述する。
- ②基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育成することを意識した指導を具体的に記述することも考えられる。
- ③目標を達成するために効果的な言語活動を示したり、教材・教具、資料、活動形態、個を生かす支援など、単元において指導に生かせる手立てや工夫等について記述したりする。
- ④当該単元において身に付けさせたい力を明確にし、その指導事項のために最適な言語活動はどのようなものであるかを考える。そして教科のねらいの達成のために、単元全体を見通して、適切なところにその言語活動を位置付けるようにする。

5 人権教育との関連

○単元の目標、学習内容と本校における人権教育の「育てたい資質・能力等」（知性・判断力・感受性・技能・実践力）との関わりについて記述する。

6 学校課題との関連（研究学校等においては、研究主題との関連）

- ①学校課題（研究主題）との関連がある場合には、学校課題（研究主題）に迫るための授業の組立や指導の重点などを単元（小単元、又は題材）レベルで記述する。その際、研究の内容に即して記述することが大切である。
- ②教科ごとの課題（研究テーマ）がある場合は、それぞれの課題との関連で記述することも考えられる。

7 単元の指導と評価の計画（○時間扱い）

- ①年間指導計画の下に、単元の目標（ねらい）を踏まえて単元全体を見通し、指導順序と時間数を明記するとともに、本時の位置付けを明確にする。目標（ねらい）、主な学習活動、指導上の留意点（又は教師の支援）、評価規準等について記述する。特に、本時の展開との整合性を図るようにする。
- ②単位時間ごとの目標（ねらい）、主な学習活動、指導上の留意点（又は教師の支援）、評価規準等について記述する。

【単元の指導と評価の計画（○時間扱い）の例】

○学習内容と学習活動を別枠で示したり、□で囲んだりして明確に分けて記述することも考えられる。

○「教師の指導及び手立て」とし、この欄に「努力を要する状況と判断された児童（生徒）」への指導の手立てを記述することも考えられる。

○学習活動に即した評価規準
○ここに示した評価規準をそのまま「(6)展開」の評価規準として記述する。

○ここに示した手立てについては、「(6)展開」の「評価（評価方法）」や「指導上の留意点」の欄に記述する。

	目標 (ねらい)	主な学習内容・ 学習活動	指導上の留意点	評価の観点			評価規準 (評価方法)	努力を要する状況と判断される児童（生徒）への指導の手立て
				知・技	思・判	態・度		

○「(6)展開」の評価の欄に載せる場合は、そのまま記述する。

○「目標」、「主な学習内容・学習活動」、「指導上の留意点」、「評価の重点」、「評価規準」、「努力を要する状況と判断される児童(生徒)への指導の手立て」の各項目の1単位時間ごとの横の整合性を図る。

1 本時	○本時の目標（ねらい）を記述する。	○本時の主な学習内容・学習活動を記述する。	○児童(生徒)の活動を促進させるための留意点等を記述する。	①		○評価規準を記述する。 ○評価方法も()内に記述する。	○予想される状況とその手立てを簡潔に記述する
2							
3					①		
4					②		

○「8 本時の指導(6)展開」(本時の展開)は、ここに示した指導と評価の計画をより詳細に、具体的に示すことになる。
○本時は、太枠で示すと分かりやすい。

○単元や題材など内容や時間のまともを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価する。
○「記録に残す評価」については、各観点について評価の場面を精選し、どこで評価するかわかるように記述する。

○評価規準から、より高まり深まった状況を実現していると判断される児童(生徒)の姿の例を「十分満足できる状況」として記述する場合もある。(キーワードによる記述もある。)

○記:「記録に残す評価」の記載例

- 国立教育政策研究所の参考資料に、様々な形式が示されているので、参考にする。
○A4判を横にして使い、別紙として示すことも考えられる。
○1単位時間の中の各項目の横の整合性及び指導案全体としての「2単元の目標」から「7本時の指導」までの縦の整合性を図るようにする。

8 本時の指導

(1) 題目（題材名、または教材名）

○「7 単元の指導と評価の計画」との整合を図る。

(2) 目標（またはねらい）

○本時の目標（ねらい）をわかりやすく記述する。（ ）で評価の観点を記述する方法も考えられる。児童（生徒）に提示するめあて（学習課題）及び本時の評価規準との整合性を図る。

(3) 学校課題（または研究主題）に関わる授業の視点

○本時において、学校課題（研究主題）との関連がある場合には、学校課題（研究主題）にどのように迫るのかを記述する。その際、課題解明の手立てや研究の内容に即して記述することが大切である。

(4) 人権教育の視点

○本時の目標（ねらい）、学習内容や指導方法と、「育てたい資質・能力等」との関わりを記述する。ここで視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となる。

(5) 生かしたい児童（生徒）

○各教科等で「人権に配慮した授業」を実践するためには、「人権教育との関連、人権教育の視点、人権教育上の配慮、生かしたい児童（生徒）」を適切に位置付けることが必要である。集団の中で疎外されたり、不適応を起こしたりしがちな児童生徒を、「配慮を要する児童（生徒）」と捉え、その実態を踏まえて意図的・計画的に適切な支援をしていくことや児童生徒のよさを捉え、指導に生かし伸ばしていくという積極的な観点から捉えることが求められる。

○「生かしたい児童（生徒）」の設定の仕方の例

- ①「人権教育の視点」として、本時の目標（ねらい）や学習内容、指導方法（学習形態など）が「育てたい資質・能力等」とどのように関連しているかについて捉える。
- ②「人権教育上の配慮」として「育てたい資質・能力等」を身に付けるための支援や配慮事項、学習指導における基底的指導にかかわる配慮事項などを、学習内容、指導方法の両面について具体的に押さえる。
- ③本時の中で配慮したい児童（生徒）を「生かしたい児童（生徒）」として捉え、意図的に指導や支援を行う。

人権教育に関する指導案への記載については、「芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 人権教育」を参考にする。

H19「Q6 各教科等の授業において『生かしたい児童生徒』を設定する際、どのような点に留意すればよいか。」

H25「Q6 人権教育を学習指導案上に位置付ける際の留意点はどのようなことか？」

(6) 展開（次頁参照）

(7) その他

○学校課題や研究内容及び教科等の特性などを踏まえ、必要に応じて、板書計画、発問計画、場の設定、ワークシート（別紙）などの項立てをして、記述することも考えられる。

(6) 展開

【展開の例】

○教科の特質が見えるようにする。(例えば、算数ならば必要な数値、式、図表、グラフなど含めて記述する。)

○形式については、A4横版で作成することも考えられる。

○T.Tの場合は、この欄をT1とT2に縦に区切り、役割を明確にして記述することも考えられる。なお、T1やT2以外の授業への参観者は、授業参観のマナーとして、児童(生徒)に指導・助言をしたり、ヒントを与えたりしないようにすることが望まれる。

- 学習内容とは、この場面で指導すべき内容(ゴシック)であり、学習活動とは、この学習内容を具体的に理解するための活動や手立てである。
- 学習活動(太字)は、児童(生徒)の立場で記述する。

○指導上の留意点(太字)は教師の立場で記述する。

○学校課題との関係や大権教育上の配慮

学習内容・学習活動	時間	形態	指導上の留意点等	資料	評価(評価方法)
○本時のめあて、学習課題、学習活動、指導上の留意点、評価(評価規準)等の横の整合性を図る。					
1 本時のめあてを設定する。	5	導入 一斉	・既習事項を児童と確認しながら児童の		
<p>【めあて】○○について○○ことを○○しよう。</p> <p>【学習課題】どうすればけがを防止することができるだろう。</p>			<p>○本時の「目標(ねらい)」を児童(生徒)に提示する際は、「めあて」として提示する。教師から一方的に提示せず、児童(生徒)とのやり取りを大切にして設定する。</p> <p>○一時間の授業(学習のまとめりごと)のめあてを、</p> <p>①発達の段階に応じて分かりやすい言葉で設定する。</p> <p>②板書や掲示をするなど、はっきりと示す。</p> <p>③教科の特質に応じて、「何が」、「どのように」、「どのくらい」でできればよいのか分かるようにできるだけ具体的に設定する。</p> <p>④示す方法や示すタイミングについても学習内容や学習活動などに応じて工夫する。その際、体験と関連付けたり、既習事項を想起させたりする。</p>		
<p>発問1</p> <p>○○○～でしょうか。</p> <p>(予想される反応)</p> <p>・○○○○○</p> <p>・○○○○○</p> <p>・○○○○○</p> <p>・○○○○○</p>			<p>○小学校体育科保健領域の学習の例…学習指導要領やその解説に示された内容。</p> <p>○ここには以下のような内容について、授業の流れをイメージしながらできるだけ詳しく記述する。</p> <p>・授業の留意点、指示、説明、支援・指導の内容、及び「努力を要する状況と判断される児童(生徒)」への手立て</p> <p>・学習内容を理解するための学習活動についての、補足説明、教師側の留意点、つまづいている児童(生徒)へ講じる具体的な手立て、発展的学習の用意、指導上の留意点</p> <p>・教師の発問、指示、説明、予想される反応、それに対する対応・手立て(発問、指示、説明、予想される反応は、学習内容・学習活動の欄に記述してもよい。)</p> <p>等</p>		<p>○通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童(生徒)への配慮事項を記述する場合は、この欄に記入する。</p> <p>○本時の「目標(ねらい)」、「めあて」と「評価規準」との間に整合性を図る。</p> <p>○「7単元の指導と評価の計画」の評価規準とも整合性を図る。</p>
<p>説明1</p> <p>○○○○○</p>			<p>○必要に応じて、本時の目標(ねらい)を達成するために適切な言語活動を位置付け、思考力、判断力、表現力等を育む。</p> <p>・○○○の場合は、○○○するよう、○○○したり、○○○したり、○○○で考えるなどのヒントを与える。</p> <p>(手立て)</p> <p>○○○の場合は、○○○するような指示</p>		<p>【評価規準】【思・判・表】</p> <p>・○○○～○○○</p> <p>(観察・ノー</p> <p>(十分満足できる状況)</p> <p>・○○○～○○○</p> <p>(観察・ノー</p> <p>(努力を要する状況と判断される児童(生徒)の姿の例を記載することも考えられる)</p> <p>○「十分満足できる状況」としてより高まり深まった状況を実現しているとは判断される児童(生徒)の姿の例を記載することも考えられる。</p>
2 ○○について予想し、自分の考えを付箋紙に書き出して説明する。	30	グループ	・グループディスカッションにより○○に	付箋紙 模範紙 マシカ ノート	
<p>発問2・指示1</p> <p>○○は、～ですか。プレーストリーミングをして考え</p> <p>○教科の特性や単元によっては、毎時間 本時のまとめを設定する必要はない。</p> <p>○「まとめ」と「振り返り」は別の活動である点に注意する。</p>			<p>○教師による評価、自己評価、相互評価など。</p> <p>○本時の「目標(ねらい)」や「めあて」と照らし合わせて、教師による評価、自己評価、相互評価等で振り返りをさせる。記号化による簡易的な評価に偏ることなく、文章による記述も取り入れ、目標(ねらい)、めあての達成具合を更に細かに見取るなど方法を工夫し、次の指導に生かせるものにする。</p>		<p>○「努力を要する状況と判断される児童(生徒)」への指導の手立てについては、「指導上の留意点」の欄に示すことも考えられる。</p>
4 本時のまとめをする	5	一斉			
5 本時の学習を振り返る。	3	個人			
<p>・ノートに自己評価、</p> <p>・評価をし、発</p> <p>・教師の話を聞</p>			<p>○本時のめあてに応じた振り返りを行わせる。</p> <p>○教科によっては評価問題を解かせることも考えられる。</p>		

【参考資料】

- ・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」(小・中学校編)
- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(各教科等)

R02.7, R02.12 県教委
R02.3 国立教育政策研究所

道徳科学習指導案

令和 年 月 日 () 第 校時

第 学年 組 指導者 ○ ○ ○ ○

学習指導要領の内容の表記で記載する

1 主題名 <例> きまりとわたしたち 【C 規則の尊重】

- 主題名は、年間指導計画をもとに記入する。
- 主題名は、シンプルで分かりやすい表現とする。
 - ・教師の思いが込められた授業のテーマであること
 - ・ねらいを凝縮したものであること
 - ・児童（生徒）にとって学びの指針であること
- 内容項目も合わせて記入する。

2 教材名 <例> 「ひどいよね」（出典 文部科学省 小学校道徳 読み物資料）

- 教材名は、年間指導計画をもとに記入する。（出版元や書名、制作元を明確にする）
- 主たる教材としては、教科用図書を使用しなければならない。そのため、教材を安易に変更することは避ける。変更や修正を行う場合は、児童（生徒）の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな期待ができるという判断を前提とし、学年やブロック等による検討を経て、校長の了解を得て行う。

3 主題設定の理由

(1) ねらいとする価値について

- 学習指導要領や解説を熟読して、授業で行う内容項目を、教師自身が深く理解する。
- 授業で行う内容項目については、担当学年の内容項目だけでなく、小・中学校の内容項目を熟読し、児童（生徒）の発達段階や指導の系統性を理解する。
- 学習指導要領や解説を熟読して理解したことを、教師自身が上記の2点を踏まえて、ねらいとする価値の捉え方を分かりやすく記述する。

(2) 児童（生徒）の実態について

- ねらいとする価値に対して道徳科の時間やそれ以外の教育活動でどのような指導を行ってきたか、その結果、児童（生徒）がねらいとする道徳的価値についてどのような状態にあるのか記述する。さらに、ねらいとする価値に関する児童（生徒）の実態を把握する方法として、日常の行動における教師の見取りや主題に関する児童（生徒）へのアンケートなどが考えられる。
- 児童（生徒）のよさや可能性を把握して丁寧に記述する。
- 児童（生徒）の課題も整理し、教師の願いなどにも触れる。

(3) 教材について

- 教師が教材をどのように捉え、どのように扱うかを記述する。
- あらずじに終始することなく、一番大事にしたい場面がどこかを記述する。
- 内容や要点、登場人物の気持ち、発問への生かし方などについて記述する。

4 学校課題との関連（研究学校等においては、研究主題との関連）

本時において学校課題（研究主題）と関連がある場合は、ねらいや児童（生徒）の実態、指導過程などに応じて工夫した指導内容について記述する。

5 ねらい

- 設定に際しては、複数の道徳的価値をねらいとして構成しないように留意する。
- 文末表現については、その時間の指導の重点が道徳的判断力の側面にあるのか、道徳的心情の側面にあるのか、あるいは、道徳的態度の側面にあるのかを明確にする。

＜例＞自分を大切にし、規律ある行動をしようとする判断力を高める。

相手のことを思いやり、親切にしようとする心情を育てる。

生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重しようとする態度を養う。

6 人権教育の視点

本時のねらいや内容、指導方法（学習形態など）が、人権教育の「育てたい資質・能力等」とどのように関連しているかを記述する。ここでの視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となる。

7 生かしたい児童（生徒）

本時の中で、特に「よさを伸ばす」「配慮を要する」などの視点から、児童（生徒）への指導・支援を記述する。

- 芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 人権教育 H19「Q6 各教科等の授業において『生かしたい児童生徒』を設定する際、どのような点に留意すればよいか」参照

8 他の教育活動との関連

特に関連のある教育活動、体験活動、日常生活との関連、事前の指導や事後の指導の工夫などについて記述する。

9 展 開

4で「学校課題との関連」を記述した場合は、記入する。

指導過程	学習活動と主な発問	時間	○中心発問 ○学校課題との関連 ○人権教育上の配慮		資料
			予想される児童(生徒)の反応	教師の支援	
導 入	「児童(生徒)の心の動き」とも表記できる。		「指導上の留意点」とも表記できる。		
	<p>○価値への方向付けを図る。主題に対する興味や関心を高め学習意欲を喚起、動機付けを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)の心を引きつけ、話し合おうとする問題に児童(生徒)の気持ちを焦点化する。 ・絵や写真、日記、ニュース、調査結果などを基に児童(生徒)の心を揺さぶり、問題意識を掘り起こす。 ・直接、「友情」などと、扱う価値を板書して考えさせる方法もある。 <p>＜発問等の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～したこと(できなかったこと)はありませんか。 ・～について、これまでどう考えてきましたか。 ・今日は～について話し合ってみましょう。 ・この話には○○という人が出てきます。 ・話の場所は～という所です。 ・話は～の時代で～という様子でした。 				
	<p>○【価値理解】教材を通して道徳的価値の理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)が教材中の主人公に共感したり、主人公の行為を検討したりして道徳的価値を追求する。 ・自分がどんなことを考え感じているかに気付き、他の人の考え方を知ることで自分の考えをさらに深めたり変えたりするために、学級の実態や発達の段階に応じて、グループなどで話し合う時間をとることが望ましい。 ・前段の終わりに、道徳的価値の理解を図る。教材の中での主人公の思いを整理し、何が明らかになったか(大切であったか)を確認する。ただし、道徳的価値について「考え、議論する」場合は、意見を一つにまとめる必要はなく、多面的・多角的な考えを尊重する。 <p>＜前段から後段につなげる価値理解の発問例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日は主人公の気持ちを考えてきました。この話からどんなことを学びましたか。(どのようなことが大切だと思いましたか。) ・□□とはどういうことだと思いますか。 ・主人公の生き方から何を学びましたか。 ・主人公にどんな言葉をかけたいですか。 				
展 開	前 段	<p>○【自己理解】教材から離れ、自分のこととして道徳的価値を捉える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いが教材の世界だけで終わるのでは、児童(生徒)は主題を自己の生き方の問題として捉えることができにくくなる。そこで、この段階を置くことが広く行われている。 ・話し合ったことを生かし、主題と関連して、これまでの自分を振り返り、自己を見つめたり自己の生き方を考えたりする。 <p>＜発問の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの自分はどうか振り返ってみましょう。 ・同じような経験はありませんか。見たことや聞いたことはありませんか。 			
開 発	後 段	<p>○ねらいとする道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、実現することのよさや難しさなどを確認したりする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねらいとする道徳的価値について整理し、今後の自分のことについて見通しや意欲をもてるようにする。 ・実践を図る段階ではないので、「これからどうしますか」「どうしたいですか」などの問いかけや「決意表明」を求めない。(学級活動と異なる点) ・余韻や感情の高まりを大切にす。 <p>＜終末の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生にも、かつてこんな経験が・・・(説話) ・授業を通して考えたこと感じたことを書きましょう。 ・先生から一人一人にお手紙をあげます。(メッセージ) ・昔から～とされています。(格言、ことわざ) ・友だちの作文を聞きましょう。(作文) ・みんなで～を歌おう。(音楽) 			
終 末	終 末	<p>○ねらいとする道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、実現することのよさや難しさなどを確認したりする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねらいとする道徳的価値について整理し、今後の自分のことについて見通しや意欲をもてるようにする。 ・実践を図る段階ではないので、「これからどうしますか」「どうしたいですか」などの問いかけや「決意表明」を求めない。(学級活動と異なる点) ・余韻や感情の高まりを大切にす。 <p>＜終末の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生にも、かつてこんな経験が・・・(説話) ・授業を通して考えたこと感じたことを書きましょう。 ・先生から一人一人にお手紙をあげます。(メッセージ) ・昔から～とされています。(格言、ことわざ) ・友だちの作文を聞きましょう。(作文) ・みんなで～を歌おう。(音楽) 			

(聖徳大学大学院 吉本恒幸教授の「平成29年度新任道徳教育推進教師等研修会」における講話資料を参考に作成)

10 評価

○児童（生徒）と教師、両者の視点と観点を具体的に設定して記述するようにする。

(1) 評価の視点（児童・生徒の学習状況に関すること）

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子（学びの姿）を継続的に把握すること。
一人一人の成長を認め、励ます個人内評価であること。

○一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展していたかという視点

〈例〉・道徳的価値について、一つの見方ではなく様々な角度から捉えて考えようとしている。
・自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしている。
・道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠や、そのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしている。

○道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めていたかという視点

〈例〉・道徳的価値について、自分のこれまでの体験から感じたことを重ねて考えようとしている。
・道徳的価値を実現することの難しさを自分のこととして捉え考えようとしている。
・学んだ道徳的価値のよさを感じ、これからの自分の生き方に生かそうとしている。

(2) 評価の観点（教師の指導方法に関すること）

教師自らが指導を振り返り、目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料となるもの。

〈例〉・学習指導過程は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、自己の生き方について考えを深められるよう適切に構成されていたか。
・指導の手立てはねらいに即した適切なものであったか。
・発問は指導の意図に基づいて的確になされていたか。
・発問に対する児童（生徒）の発言等の反応を、適切に指導に生かしていたか。
・自分自身との関わりで、物事を多面的・多角的に考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。
・指導方法は、児童（生徒）の実態や発達段階にふさわしいものであったか。
・特に配慮を要する児童（生徒）に適切に対応していたか。
※芳賀の教育Q&A集 道徳教育 H30「特別な教科 道徳」の評価を行う際の留意点について教えてほしい」参照

11 教材分析

○場面ごとに、ねらいとする価値の追求を行いながら、基本発問や中心発問を吟味、分析し、明らかにする。

（事実、主人公の気持ち、中心発問、基本発問、補助発問等を明示する。）

◇基本発問…導入、展開、終末各段階で、ねらいに迫るために不可欠な発問。

◇中心発問…授業のねらいに直接迫る発問。

（教材を通して自己を見つめさせる場面での発問。）

◇補助発問…かみくだきや問い返しなど、基本発問や中心発問を補う発問。

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

議題名(×) → 議題(○)

令和 年 月 日() 第 校時
第 学年 組 指導者 ○○ ○○

1 議題 ○○○をしよう

○1単位時間ごとに「評価規準」を作成せず、学校で作成(小学校は低・中・高学年別に作成)したものをそのまま掲載する。計画委員、話し、集会活動の形態別に示すことも考えられる。

2 評価規準と目指す児童(生徒)の姿

観点	よりよい生活や人間関係を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
評価規準	学級や学校の生活上の諸問題を話し合っ解決する。他者と協働して取り組むこと。合意形成の手順や活動の方法を身に付けている。	学級や学校の生活を良くするための課題を見いだすことができる。課題解決に向け、話し、多様なを生かして合意形成を図り、協	学級や学校人間における関係をよりよくし、他者と協働しながら日常生活の高揚を図ろうとしている。
目指す姿	<p>○学習指導要領の目標及び特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、各学校が特別活動共通の評価の観点(____の部分)を定める。</p> <p>○学級活動(1)の評価規準(学校として見定めた評価の観点ごとに、発達の段階に即して設定した評価規準)を踏まえ、本議題のねらい、内容、学級の実態に即して、十分満足できる活動の状況を、「目指す児童(生徒)の姿」として記述する。丁寧に「計画委員」、「話し」、「集会活動」などに分けて記述することも考えられる。</p> <p>○「目指す児童(生徒)の姿」は、観点ごとに記述する。事前、本時、事後の活動全体を通して、各観点をバランスよく設定することが望ましいが、必ずしも本時の中で全ての観点を評価する必要はない。例えば、事前で「主体的態度」を、本時で「知識・技能」と「思考・判断・表現」を、事後に「思考・判断・表現」と「主体的態度」を中心に評価することも考えられる。</p>		

【参照】

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(小学校・中学校 特別活動 R2. 6)」国研

「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料(小学校 R2. 7・中学校 R3. 1)」県教委

3 議題について

- 児童(生徒)自らが「学級や学校の生活づくり」について問題を見だし、計画・実践する実践的態度についての現状を記述する。
- 議題が選定された背景や、この議題を学級全体が取り組むことで学級や学校生活がどのように向上し、児童(生徒)一人一人にどのような態度が身に付くことが期待できるかについて、教師の願いや指導観等を記述する。

(1) 児童(生徒)の実態

- 児童(生徒)の学級生活における実態、これまでの学級活動の取組やその状況を具体的に記述する。
- 当該学年の評価規準から、話し活動における課題や目指す方向性などについて記述する。

(2) 議題選定の理由

- 取り上げる議題の内容、今まで取り組んできたこととの関連、その議題を取り上げる意義、議題と児童(生徒)との関連などについて具体的に記述する。
- 評価との関わり(それまでの話し活動の取組、本時の活動を見取る観点など)について記述する。

(3) 指導観

- 議題のねらいや児童(生徒)の実態を踏まえながら、ねらいを達成するための指導や支援の手立てなどについて、指導の流れに沿って具体的に記述する。
- 議題やねらい、活動に応じて、教材・教具、資料の選択、グループ活動や事前・本時・事後の活動、様々な表現の場づくりなどを具体的に示すような記述に努める。

4 学校課題(研究主題)との関連

○学校課題と関連がある場合は、学校課題(研究主題)に迫るための授業の組立や指導の重点、具体的な手立てなどを議題レベルでまとめる。

5 人権教育の視点

○本時のねらいや学習内容、指導方法と「育てたい資質・能力等」との関わりを記述する。

6 生かしたい児童(生徒)

○学習指導案参考例P.33の8(5)。

7 他の教育活動との関連

○特に関連のある教育活動や体験活動、日常生活との関連について記述する。

8 活動及び指導と評価の計画

○本時だけでなく、事前、事後の活動も記述する。
 ※参照：芳賀の教育 HP版 Q&A集 特別活動 H23
 Q4「学級活動の1単位時間の指導計画(学習指導案)を作成する際に、どのようなことに留意すればよいか。」
 ※基本的な流れや考え方は同じだが、旧学習指導要領の文言が使われている点に要注意。

	日時 【活動形態】	児童(生徒)の活動	指導上の留意点	目指す児童(生徒)の姿 と評価方法
		<p>○以下のような「問題の発見」から「振り返り」までの全員の活動や計画委員会の活動について記述する。</p> <p>○「朝や帰りの会など、どの時間で行う予定か」(日時)や「計画委員の活動か全員の活動か」(活動形態)なども記述</p>	<p>○以下のように、児童(生徒)が左の活動を行う上で、何をどのように工夫したり配慮したりするかなどを記述する。 ○指導者の立場で書く。 ○準備物や具体的な手立てを記述する。</p>	<p>○評価規程に即して、一連の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。 ○事前・本時・事後の活動の中で、どのように目指す児童(生徒)像が位置付けられているかが分かるように記述する。 ○以下のような評価の例が考えられる。</p>
事前	<p>話し合いの準備</p> <p>○/○(○) (昼休み) 【計画委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活向上に関わる諸問題を見つけ、提案をする。 実態、学級経営の充実などの観点から議題を選定する。 議題や提案理由を知って、各自が意見をもつ。 話し合いの柱や順番などを見定め、活動計画を作成する。 	<p>○事前や事後の活動については、回数(日時)に応じて区切り線を入れそれぞれ記述する。</p>	<p>【主体的態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○○○○の会への見通しをもち、意欲的に取り組もうとしている。 <p>〔観察、学級会ノート〕</p>
本時	<p>話し合い</p> <p>○/○(○) (第○校時) 【学級全員】</p>	<p>【学級活動(1)】 【集団討議による 集団としての合意形成】</p>	<p>※「(2)本時の展開」参照</p>	<p>※「(2)本時の展開」参照</p> <p>○太線で囲むなどして、本時の位置付けを明確にする。</p>
事後	<p>実行</p> <p>○/○(○) (第○校時) 【学級全員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> グループごと、または役割分担に従ってに準備をする。 集会活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○○の児童(生徒)には、○○の助言や励ましを行い、よりよく実行できるようにする。 	<p>【思考・判断・表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合意形成したことをもとにみんなで協力し、責任を果たして計画的に活動している。 <p>〔観察・努力カード〕</p>
	<p>振り返り</p> <p>○/○(○) (第○校時) 【学級全員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学級全体や個人としてよかったこと、改善点などについて話し合い、次の活動に生かす点を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○○の視点を与え、よかった点と問題を次に生かす点を明らかにすることができるようになる。 	<p>【主体的態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自他のがんばりや問題について考え、次に生かす点を明らかにしている。 <p>〔観察・振り返りカード〕</p>

9 本時の展開

(1) 本時のねらい

- 提案理由を踏まえた話し合いを展開するために本時の活動で特に留意する点を考え、簡潔に記述する。
- 観点別に、一つないし二つ程度のねらいを記述する。
- 評価規準・本時における目指す児童(生徒)の姿との関連を図り記述する。

(2) 本時の展開

- 本時の展開は、実態に依りて児童(生徒)が作成した活動計画(手書き)をそのまま活用してもよい。
- 教師が作成した指導計画を示す場合は、「児童(生徒)が作成した活動計画」を、別に添付するとよい。
- 展開や指導上の留意点を読んで児童(生徒)の活動が把握できるように、できるだけ具体的に記述する。
- 指導上の留意点に教師の指導・支援を記述する。その際、児童(生徒)の学習活動への働きかけやその手立て、助言などを具体的に記述する。
- 特に支援したい児童(生徒)については、「6 生かしたい児童(生徒)」との整合性を図り、具体的な手立てをして指導・支援ができるよう記述する。
- 評価は、評価規準に即して、本時の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。

○児童(生徒)が作成した活動計画(例)

○次ページ「※2 児童の活動計画(例)(児童の考えた活動計画)」参照。

第 回 学級活動(話し合い)の計画

令和 年 月 日 () 第 校時

議題	〇〇〇をしよう	
提案理由	※教師とともにつくった提案について書く。	
役割分担	※司会、黒板記録、ノート記録、提案者などの児童(生徒)名を記入する。 (一般的に、中学校では、議長、黒板書記、ノート書記という名称を使っている。)	
話し合いの順序	時 間	気を付けること
1 はじめのことば	<p>〇次ページ「※1 板書計画(例)(児童の考えた板書計画)」参照。</p> <p>〇計画委員の児童(生徒)が、進行に即して気を付けることを記述する。あらかじめ「学級活動(話し合い)の計画」の様式を決め印刷しておき、児童(生徒)が書き込めるようにしておくことよい。</p> <p>〇児童(生徒)が作成した活動計画を使用する場合には、教師の「指導上の留意点」が記述されていないため、(3)として新たに項立てをして別に記述することになる。</p>	<p>〇教師が作成した指導計画(例)</p> <p>〇項立てについては、児童(生徒)が作成した活動計画に「指導上の留意点」「目指す児童(生徒)の姿と評価方法」を組み合わせることも考えられる。</p>
2 計画委員の紹介		
3 議題・提案理由の確認		
4 話し合い		
①〇〇をどうするか		
②〇〇を決めよう		
5 決まったことの発表		
6 先生の話		
7 おわりのことば		

話し合いの順序	指導上の留意点	目指す児童(生徒)の姿と評価方法
1 はじめのことば	<p>○「(2) 本時の展開」において「教師が作成した指導計画」を示す場合、「指導上の留意点」は、話し合い(「出し合う」→「くらべ合う」→「まとめる(決める)」)の流れに即して、丁寧に示すことも考えられる。</p> <p>○教師が、児童(生徒)の実態を踏まえ、活動を見守りながらも、よりスムーズに深まりのある話し合いができるようにするための助言などを記述しておく。</p> <p>言をする。(収束の道筋に即した助言等)</p> <p>・〇〇の児童(生徒)には、〇〇の指導をする。(個に応じた助言等)</p>	<p>○評価規準に即して、本時の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。</p> <p>○「十分満足できる活動の状況」を的確に見取るため、具体的な児童(生徒)の姿をいくつか想定しておくようにする。</p>
2 計画委員の紹介		
3 議題の確認		
4 話し合い		
①〇〇をどうするか。		
②〇〇を決めよう。		
5 決まったことの発表		
6 先生の話		
7 おわりのことば		

(3) 指導上の留意点

○「(2) 本時の展開」において「児童(生徒)が作成した活動計画」のみを活用する場合は、(3)として「指導上の留意点」を新たに項立てして記述する。その際、「教師が作成した指導計画」を「(3) 指導上の留意点」として丁寧に示すことも考えられる。

- ・〇〇状況(場面では)になったら、〇〇の助言をする。(収束の道筋に即した助言等)
- ・〇〇の児童(生徒)には、〇〇の指導をする。(個に応じた助言等)

10 事後指導

- ・見通しをもった計画的な活動、継続的な努力、役割や責任を果たすこと、よりよい人間関係を築くことなどができるようにするために〇〇〇〇をする。など
- ・振り返りを通して成果が実感できるようにし、「自分(たち)もやればできる」という達成感が味わえるようにする。など

※1 板書計画例 (児童の考えた板書計画※手書き)

10月12日 火曜 日直

第9回 学級会

議題 五年生ががんばったね会をしよう

提案理由

話し合いのめあて

○みんながなっとくできる話し合いにしよう

○みんなのがんばりが分かる会になるように工夫を考えよう

意見を出し合う
出された意見を「くらべ合う」
意見を「まとめる(決める)」
この活動が、話し合いの流れの基本。

話し合うこと1 内容をどうするか

話し合うこと2
どんな工夫ができるか

話し合うこと3
役割分担を決めよう

決まったこと

※意見や話し合いの流れを可視化するために、小黒板や短冊などを用い、似ている意見でまとめたり、分類したりするなど、黒板上で操作できるように工夫するとよい。

- ・賛成は黄色のチョークと青のマグネット、消すものは赤のチョークで線を引く、反対は赤色チョークと赤のマグネット、決定したことは青色のチョークで囲む、というように色分けして可視化することも考えられる。
- ・賛成マークや決定マーク、学習の流れを捉えさせる矢印マークなども有効に活用できる。

※2 児童の活動計画例 (児童の考えた活動計画 ※手書き)

ぎだい	ハッピーパーティーをしよう。 11月20日(金) 2時間目			第3回 5年2組 学級会 9月14日(水)			
ていあん りゆう	12月に、みんなと楽しい思い出をつくりたいと思ったから		ていあんしゃ さん	議題	クラスの出し物を考えよう。		
やくわり ぶんたん	し会	こくばん記ろく	ノート記ろく	提案理由 (提案者)	クラスがもっと一致団結できるように。 ()		
	さん さん	さん さん	さん	司会	・司会をする。		
きまっ ていること	日じ : 12月4日 ばしよ: 教室 かつどうの数: 3つ (みんなのできること)			副司会	・司会を助ける。 ・進行状況をチェックする。		
はなしあいの じゅんじょ	気をつけること			黒板書記	・黒板に記録する。 ・決まったことの色分け。		
1 はじめのことば	・いろんな人がはっぴょうできるようにする。			ノート書記	・板書事項をノートする。 ・決まったことを発表する。		
2 やくわりしょうかい	・いけんが出ないときは			話し合いの流れ	担当者	時間	気をつけること
3 ぎだいのかくにん	けいかくいんの人も			①始めの言葉	司会	10秒	かまないで、はっきりはきはき言う。
4 ていあんりゆうのはっぴょう	はっぴょうする。			②歌・ゲーム		5分	UFOゲーム
5 はなしあい はしら①(20)分	-----			③議題の確認	司会	20秒	考えるように言う。
みんなが楽しめるために、 何をするか。	-----			④提案理由の確認	提案者	50秒	ていねいに言ってもらおう。
はしら②(15)分	-----			⑤提案者への質問	司会	1分	あったら聞く。
どんなかかりがっているか。	-----			⑥話し合う内容・順序の確認	副司会	1分	黒板を見ながら確認する。
6 きまっ たことのはっぴょう	-----			⑦話し合いのめあての確認	司会	40秒	優しい気持ちで反応しよう。
7 はなしあいのふりかえり	-----						
8 先生のはなし	-----						
9 おわりのことば	-----						

【参照】

「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)(リフレット H30.7・指導資料 H30.12)」国研

「学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)」(リフレット H26.6・指導資料 H28.3) 国研

「芳賀教育事務所 芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 特別活動 平成23年度 Q&A より」

「Q4 『学級活動の1単位時間の指導計画(学習指導案)を作成する際に、どのようなことに留意すればよいか。』」

「Q5 『学級活動(2)に社会的スキルを身に付ける活動を取り入れる際に、どのようなことに留意すればよいか。』」

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校・中学校 特別活動 R2.6)」国研

「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料(小学校 R2.7・中学校 R3.1)」県教委

- (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

令和 年 月 日 () 第 校時
第 学年 組 指導者 ○○ ○○

1 題材 バランスのよい食事

題材名(×) → 題材(○)

- バランスのよい食事(○)
- バランスのよい食事をしよう(×)

1 単位時間ごとに「評価規準」を作成せず、学校で作成(小学校は低・中・高学年別に作成)したものをそのまま掲載。

2 評価規準と目指す児童(生徒)の姿

観点	よりよい生活や人間関係を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
評価規準	日常生活への自己の関心や関与を深め、諸課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解するとともに、適切な意思決定を行っていくために必要な方法を身に付けていく。	日常生活における自己の適応に関する課題に気づき、解決方法など自分に合ったよりよい方法を模索する。	自己の生活をよりよくするために、見通しをもったり振り返ったりしながら、意欲的に課題解決に取り組む。
目指す姿	<p>○学級活動(2)(3)の評価規準〔学校として見定めた評価の観点ごとに、発達の段階に即して設定した評価規準〕を踏まえ、本題材のねらい、内容に即して、十分満足できる活動の状況を、「目指す児童(生徒)の姿」として記述する。</p> <p>○「目指す児童(生徒)の姿」は、観点ごとに記述する。事前、本時、事後の活動全体を通して、各観点をバランスよく設定することが望ましいが、必ずしも本時の中で全ての観点を評価する必要はない。例えば、事前で「主体的態度」を、本時で「知識・技能」と「思考・判断・表現」を、事後に「思考・判断・表現」や「主体的態度」を中心に評価することも考えられる。</p>		

【参照】

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校・中学校 特別活動 R2.6)」国研

「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料(小学校 R2.7・中学校 R3.1)」県教委

3 題材について

- 児童(生徒)が自己の課題として真剣にとらえ、目標や方法などを意思決定できるように、学級生活における児童(生徒)の実態から、この題材を取り上げる必要性などについて教師の題材観、指導観をまとめる。
- 必要に応じて、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び外国語活動等との関連を図った計画的指導や学年段階、発達の段階に即した系統的な指導に関わる配慮事項などについても記述する。
- (1)で児童(生徒)の実態を具体的に把握し、(2)では学級活動の特質、内容を踏まえるとともに、年間指導計画を確認し、(3)では(1)、(2)を受けて、ねらいを達成させるためにどのように指導して、どのような効果を期待しているか明示する。その際、(1)、(2)、(3)がそれぞれ関連し合うように記述する。

(1) 児童(生徒)の実態

- 学級での児童(生徒)の生活の実態や、これまでの学級での取組やその状況を具体的に記述する。
- 題材に関わる実態を調査し、その結果を分析して判断できる実態を記述する。
- 実態調査は、児童(生徒)のよさ、努力点、成長の様子、学習効果、学習を阻害する要因等が判断できるような(実際の指導に生かすことができるような)項目を設定することも考えられる。また、調査日、調査対象、調査人数等を明記する。
- 児童(生徒)の実態調査の分析は、できるだけ個を生かす支援につながるような記述に努める。

(2) 題材設定の理由

- 学習指導要領解説 特別活動編「学級活動」の内容を踏まえて、取り上げる題材の内容、今まで取り組んできたこととの関連、その題材を取り上げる意義、題材と児童(生徒)との関係などについて、題材を設定した理由を具体的に記述する。

(3) 指導観

- 題材のねらいや児童(生徒)の実態を踏まえながら、ねらいを達成するための指導や支援の手立てなどについて、指導の流れに沿って具体的に記述する。
- 題材やねらい、活動に応じて、教材・教具、キャリア・パスポート、資料の選択、グループ活動や事前の活動(問題の発見・確認)・本時の活動(話し合い～意思決定)・事後の活動(実践～振り返り)、調べる活動の活用、様々な表現の場づくりなどを具体的に示すような記述に努める。

4 学校課題(研究主題)との関連

○学校課題と関連がある場合は、学校課題(研究主題)に迫るための授業の組立や指導の重点、具体的な手立などを題材レベルでまとめる。

5 人権教育の視点

○題材のねらいや学習内容、指導方法と「育てたい資質・能力等」との関わりを記述する。

6 生かしたい児童(生徒)

○学習指導案参考例 P.33 の8(5)参照。

7 他の教育活動との関連

○特に関連のある教育活動や体験活動、日常生活との関連について記述する。

8 活動及び指導と評価の計画

○本時だけでなく、事前、事後の活動も記述する。

※参照：芳賀の教育 H P 版 Q & A 集 特別活動 H 2 3

Q4：「学級活動の1単位時間の指導計画(学習指導案)を作成する際に、どのようなことに留意すればよいか。」

Q5：「学級活動(2)に社会的スキルを身に付ける活動を取り入れる際に、どのようなことに留意すればよいか。」

※基本的な流れや考え方は同じだが、旧学習指導要領の文言が使われている点に要注意。

	日時 【活動形態】	児童(生徒)の活動	指導上の留意点	目指す児童(生徒)の姿 と評価方法
事前	○/○(○) (朝の会) 【学級全員】 ○事前や事後の活動については、活動回数(日時)に応じて区切り線を入れ、それぞれ記述する。	○以下のような「題材の提示」から「振り返り」までの活動内容について記述する。 ・題材を知る。 ・アンケート調査し、結果をまとめる。(児童・生徒が行う場合) ・自分の問題について考えておく。	○児童(生徒)が左の活動を行う上で、何をどのように工夫したり、配慮したりするかなどを記述する。 ○課題を明確にするための調査などを実施する場合、題材との関連を明確にして記述する。 ・年間指導計画で設定した題材について事前に予告しておき、関心をもって生活をさせたり、問題意識を高めておいたりする。 ・学級の児童(生徒)の問題の状況を調査等により確認し、家庭への説明を行ったり、協力を依頼したりしておく。	○評価規準に即して、一連の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。 ○例えば本時は、「思考・判断」に重点を置き、事後指導で「表現」の部分に重点を置くなど区別することも考えられる。 【主体的態度】 ・○○の課題について、真剣に受けとめ、自己の生活を振り返ろうとしている。 【アンケート調査】
本時	○/○(○) (朝の会) 【学級全員】	【学級活動(2)(3)】 【集団思考を生かした一人一人の意思決定】	※「(2) 本時の展開」参照 ○太線で囲むなどして、本時の位置付けを明確にする。	※「(2) 本時の展開」参照
事後	○/○(○) (朝の会) 【学級全員】	・一定期間、決めたことについて努力する。 ・振り返りをして、さらなる課題をもつ。	・○○の児童(生徒)には、○○の助言や励ましを行い、確実に実行できるようにする。 ・ペアでがんばりを確かめ合い、がんばりカードに励ましの言葉を書き合えるようにする。	【主体的態度】 【思考・判断・表現】 ・自分で決めたことについて粘り強く努力をしている。 【観察・努力カード】

9 本時の展開

(1) 本時のねらい

- 自他との関わりの中で、個人の課題を踏まえ、どんな意思決定ができるようにしたいのかという指導のねらいを端的に記述する。
- 観点別に、一つないし二つ程度のねらいを記述する。
- 評価規準・本時における目指す児童(生徒)の姿との関連を図り記述する。

(2) 本時の展開

- 展開を読んで学習活動が把握できるように、できるだけ具体的に記述する。(つかむ・さぐる・見つける・決める)
- ※参照：芳賀の教育 HP版 Q&A集 特別活動 R2
- Q1：「小学校の学級活動の内容の(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」について、その特質及び題材や指導展開の例を教えてください。」
- 指導上の留意点から教師の指導・支援を記述する。その際、児童(生徒)の学習活動への働きかけやその手立て、助言などを具体的に記述する。
- 特に支援したい児童生徒については、「6 生かしたい児童(生徒)」との整合性を図り、具体的な手立てを通して指導・支援ができるよう記述する。
- 評価は、評価規準に即して、本時の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。

◎学校課題との関連 ○人権教育上の配慮

段階	児童(生徒)の活動	時間 形態	指導上の留意点	目指す児童(生徒)の姿 と評価方法	資料
導入 つかむ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のように、児童(生徒)が左記の学習活動を行う上で、資料や活動の場づくり、グループでの話し合い、チームティーチング、ゲストティーチャー、簡単な実験、体験談を聞くなどの工夫をする点を記述する。 ○指導者の立場で記述する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・課題の現状、事実などが学級の一人一人に共通する課題であることが理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のように評価規準に即して、本時の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。 ○いくつか例示しておくが、本時のねらいにに応じて一つないし二つ程度設定することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グラフ、アンケート調査や実態調査結果、映像など
展開 さぐる 見つける	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の原因や様々な問題について知る。 ○「学習活動」の欄には、予想される児童(生徒)の反応を記述すると分かりやすくなる。 ・課題の解決方法などについて考える。 		<ul style="list-style-type: none"> ・課題の原因について理解し、どうしても改善が必要であることが実感できるようにする。 ・様々な解決方法が出し合えるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【知識・技能】 ・課題の原因(リスク、仕組み、影響など)について理解している。〔観察・学習カード〕 【思考・判断・表現】 ・課題の解決方法について考えている。〔観察〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的な資料、実物、道具、写真、映像など ・図版、絵、写真など ・学習カードなど
終末 決める	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の課題にあった〔努力すべきこと〕を決める。 ・互いに自分の努力することを発表し合う。 ・教師の説話等 ○専門的ゲストティーチャーや養護教諭、栄養教諭等の講話なども考えられる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の課題を確認できるようにし、何をどのように努力したらよいかを考えて、より具体的な意思決定ができるようにする。 ・互いの頑張りについて、励まし合えるようにする。 ・事後を見届ける手立てを明確にして、家庭との連携、行事との関連なども踏まえて実践への意欲を高めるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【思考・判断・表現】 ・自分の課題にあった実行可能な取組や方法などを決めている。〔観察・意思決定カード〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定カード、がんばりカードなど

10 事後指導

○実践に向けて意欲を高めるための指導(活動)、意思決定したことの見直しのための指導(活動)、途中経過などを確認し合うための指導(活動)、ある一定期間実行後に振り返りまとめるための指導(活動)、さらなる活動へ発展させるための指導(活動)、意思決定したことの努力の実際、そのことによる成果などが実感できるようにするための指導(活動)などについて記述する。

【参照】

「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)(リフレット H30.7・指導資料 H30.12)」国研

「学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)」(リフレット H26.6・指導資料 H28.3)国研

[芳賀教育事務所 芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 特別活動 平成 23 年度 Q&A より]

「Q4『学級活動の1単位時間の指導計画(学習指導案)を作成する際に、どのようなことに留意すればよいか。』」

「Q5『学級活動(2)に社会的スキルを身に付ける活動を取り入れる際に、どのようなことに留意すればよいか。』」

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校・中学校 特別活動 R2.6)」国研

「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料(小学校 R2.7・中学校 R3.1)」県教委

学習指導案 (特別支援教育) 参考例

〇〇〇学習指導案 (各教科、自立活動等)

※特別支援教育の学習指導案には、一人一人の児童生徒の実態に即した、個々の目標、活動及び教師の支援等を明記することが大切である。

〇ここで示したものは、参考例の一つである。

令和 年 月 日 () 第 校時
〇〇〇学級 (〇年〇組) 指導者 〇〇 〇〇

〇学級の名称を記載する。

〇複数の時は T1 〇〇 〇〇
T2 〇〇 〇〇

1 単元名 (または題材名)

①児童生徒の視点に立った表現を工夫する。

・活動がイメージしやすいような表現 ・活動の意欲が高まるような表現

②教科書の章や節を単元 (教材) 名とすることもある。

(例) 単元名 「相手にわかりやすく伝えてみよう」 (自立活動) や「かぞえてみよう」 (算数) など

教材名 「カードを使って漢字をつくってみよう」 (国語)

2 単元について (または題材について)

(1) 児童生徒の実態

〇単元 (教材) 観、児童生徒の実態、指導観の順に記述することもあるが、特別支援学級においては児童生徒の実態から教育課程の編成の際に作成した指導計画を元に単元 (教材) を設定するため、児童生徒の実態から書き始めることが望ましい。

【児童生徒の実態】

・人数、特性、単元 (教材) に対する興味・関心や経験など、児童生徒の実態を記述する。

【単元 (教材) 観】

・設定した単元 (教材) の意義や単元 (教材) に対する考え、単元 (教材) におけるねらいなどを明確にする。

【指導観】

・児童生徒観や単元 (教材) 観の関連から有効な指導の在り方を考え、指導方法や学習活動を明確にし、指導をする上での留意点や教師の対応の工夫、手立てや方法、学習環境などについても記述する。

(2) 単元 (教材) 観

(3) 指導観

3 単元の目標 (または題材の目標)

①本単元 (教材) の学習を通しての全体の指導目標を学習集団全体と個別の両面から記述する。実態によっては、個別の目標のみの場合もある。

②単元の目標を一文で示す場合と資質・能力の三つの柱に即して三つの文章で示す場合もある。

(1) ~することができる。 (知識及び技能)

(2) ~することができる。 (思考力、判断力、表現力等) ※国立教育政策研究所や県教委

(3) ~しようとする。 (学びに向かう力、人間性等) の参考資料を参考にする。

③自立活動の目標は三つの柱では整理されていない。また、自立活動の指導が、各教科等において育まれる資質・能力を支える大事な役割を担っていると捉え、目標を設定すること。

4 人権教育との関連

〇単元の目標、学習内容と本校における人権教育の「育てたい資質・能力等」 (知性・判断力・感受性・技能・実践力) との関わりについて記述する。

5 学校課題との関連 (研究学校等においては、研究主題との関連)

①学校課題 (研究主題) との関連がある場合には、学校課題 (研究主題) に迫るための授業の組立や指導の重点などを単元 (小単元、又は題材) レベルで記述する。その際、研究の内容に即して記述することが大切である。

②教科ごとの課題 (研究テーマ) がある場合は、それぞれの課題との関連で記述することも考えられる。

6 単元の指導と評価の計画 (〇時間扱い 本時〇/〇)

①年間指導計画の下に、単元 (教材) の目標 (ねらい) を踏まえて単元 (教材) 全体を見通し、指導する内容と時間数を明記するとともに、本時の位置付けを明確にする。

②本時に関わる場所は、具体的な計画を示し、本時の前後にどのような指導をするかが明らかになるように記述する。

6 単元の指導と評価の計画（○時間扱い）

時	主な学習内容・学習活動	評価規準		
		A児	B児	C児
1～3	○単元の主な学習内容・学習活動を説明する。			
4～7	○目標達成のために、単元（題材）の全体の主な学習内容や学習活動の流れが明確になるように簡潔に記入する。	◎	○評価規準には、次時に向けて「指導に生かす評価」と、単元（題材）の学習の評価として活用する「記録に残す評価」が分かるように記載する ○「個別の指導計画」に基づき、「単元の目標」に対して、児童生徒のどのような姿が見られれば、「おおむね満足できる」と考えるのかを具体的に記入する。	
8～12		◎		
12～14		◎		

※ ◎：記録に残す評価

7 本時の指導

(1) 題目（題材名、または教材名）

○「6 単元の指導と評価の計画」との整合を図る。

(2) 児童生徒の実態と個別の目標・評価規準

①全体目標

○.....することができる。

○集団に関わる目標となる場合には記述する。

②個別目標

	児童生徒の実態	個別の目標	評価規準
A児		○「個別の指導計画」を基に自立活動の指導との関連を意識しながら設定する。	○個別の目標達成が確認できる具体的な状況（行動）を分かるように記述する。
B児			
C児			

(3) 学校課題（または研究主題）に関わる授業の視点

○本時において、学校課題（研究主題）との関連がある場合には、学校課題（研究主題）にどのように迫るのかを記述する。その際、課題解明の手立てや研究の内容に即して記述することが大切である。

(4) 人権教育の視点

○本時の目標（ねらい）、学習内容や指導方法と、「育てたい資質・能力等」との関わりを記述する。ここでの視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となる。

(5) 展開（次頁参照）

①縦版でも横版でよいが、個別の支援の手立てを指導上の配慮事項に明確に記述する。

②TTの場合は、役割（T1・T2等）を明確にして記述することも必要である。

(6) その他

○学校課題や研究内容及び教科等の特性などを踏まえ、必要に応じて、板書計画、発問計画、場の設定、教材・教具、環境整備の工夫、ワークシート（別紙）などの項立てをして、記述することも考えられる。

【参考資料】

- ・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引き」 H31.2, H22.2 栃木県教育委員会
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 R2.3 国立教育政策研究所
- ・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」 R2.7 小学校 R3.1 中学校 栃木県教育委員会

(5) 展開

【展開の例】

○展開については「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」(平成31(2019)年2月 栃木県教育委員会)を参考にし、記入すること。

○学習活動(太字)は、児童(生徒)の立場で記述する。

○指導上の留意点等には、個別の支援の手立てを具体的に記入する。

○参観者は、発達障害のある児童生徒に刺激を与えないなど授業参観の配慮が必要である。

◎学校課題との関連 ○人権教育上の配慮

学習活動	時間	指導上の留意点等			資料・準備物等
		A児	B児	C児	
1 前時の学習活動を振り返り、本時のねらい及び学習の流れを確認する。 まよい猫を見つげるために、話をよく聞いてメモを取ろう。	8	<ul style="list-style-type: none"> クイズ形式により、前時に学習した記録の取り方を確認させる。 本時における個別目標を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業のはじめには、1時間の学習内容・学習活動の見通しをもたせる。 発達の段階に応じて分かりやすい言葉で示す。 児童生徒それぞれが「何が」、「どのよう」、「どのくらい」できればよいのかを分かるように示す。 示す方法やタイミングについても工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> TTの場合は、役割(T1・T2等)を明確にして記述することも必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> メモの取り方の見本 教科書挿絵の拡大図 振り返りシート
2 話を聞いてまよい猫を見つげる。 ①話を聞きながら記録する。 ②条件に合う猫を見つげる。 ③条件に合っている猫を確認する。	27	<ul style="list-style-type: none"> 視覚的に示すことにより自分で気付けるよう、猫のイラストの各部位に吹き出しを付けたワークシートにする。 平仮名の50音表を机上に用意し必要に応じて確認できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> メモする内容を漏らさないよう、体の各部位名(説明と関係ない部位を含む)が記入されたワークシートにする。 再び説明を依頼するときの文を一緒に考え、文例を提示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 縦罫線のワークシートを用いて必要な事項についてメモが取れるよう書き方の見本を示す。 説明を始める前に集中して話を聞く準備ができていないか確認し、できていない場合は賞賛する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート 依頼する文の例文 猫のイラスト 電子黒板 タブレット
3 本時のまとめと振り返りを行う。 ○学習内容を整理する。 ○振り返り、自己評価をする。 ○次時への見通しや意欲につなげる。	10			<ul style="list-style-type: none"> 児童(生徒)のつまずきを予想してそれぞれの支援の手立てを具体的に記述する。 学習の方法、手順に基づき、主体的に学習に取り組むことができるようにする。 「声をかける」「励ます」といった支援のほか、児童生徒一人一人の実態を踏まえ、よさに目を向け、苦手な面を補える支援内容を記述する。 個別の教育支援計画に記載してある合理的配慮の内容を反映させる。 	

※指導上の留意点等には、個別の学習活動を入れることもある。

ふれあい学習デリバリー講座の案内

ふれあい学習課では、研修会をデリバリー（お届け）しています。

「保護者」「一般」「教職員」対象の研修会に、本講座をどうぞ御利用ください。また、当課では、講師紹介や派遣、研修の運営等のお手伝いもいたします。研修内容でお悩みの時は、ぜひ御相談ください。

【保護者対象（保護者会・家庭教育学級等）】

学習テーマ	主な内容
家庭教育・子育てについて	・家庭教育学級の進め方や方向性について考える ・子どもとのふれあいや接し方について考える ・生活リズムと子どもの成長について考える ・家庭教育支援プログラム（『親学習プログラム』を利用したテーマに基づく話し合い）を行う
人権の尊重について	・ワークショップを通して、人権の尊重について考える
地域学校協働活動について	・地域と学校の連携・協働について考える
P T A活動について	・P T A活動の更なる充実に向けて考える

【一般対象（子ども会育成会・自治会・公民館等）】

学習テーマ	主な内容
体験活動の実施について	・子ども会育成会等での体験活動について考える
地域課題の解決とつながりづくりについて	・『地域元気プログラム』を利用し、地域課題の解決について考える
ボランティア活動について	・地域や学校等でのボランティア活動について考える

【教職員対象（現職教育等）】

学習テーマ	主な内容
人権の尊重について	・ワークショップを通して、人権の尊重について考える ・人権教育ワークショップを指導する手法を体験する
地域学校協働活動について	・学校と地域の連携・協働について考える
コミュニティ・スクールについて	・学校運営協議会のしくみや意義について考える
ワークショップの展開について	・保護者会や研修等でのワークショップの手法を学ぶ

- ・上記の講座は、参加型（ワークショップ）の手法を用いて実施します。
- ・平日の日中はもちろん、夜間や土曜日・日曜日等の研修にも対応可能です。
- ・上記以外の学習テーマや内容についても、遠慮無く御相談ください。

◎日程や内容等が決まりましたら、まずはふれあい学習課まで電話にて連絡をお願いします。日程等調整後、所定の様式にてメールまたはF A Xでお申込みください。

芳賀教育事務所ふれあい学習課
TEL：0285（82）3324
FAX：0285（82）5140
メール：haga-leo-fureai@pref.tochigi.lg.jp

[学校訪問について]

1 学校訪問の意義

学校訪問は、健康で創造性に富み、人間性豊かで社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の育成を目指し、調和のとれた学校運営の下、各学校が主体的・創造的に教育活動を推進できるよう支援するものである。

2 学校訪問の方針

- (1) 栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所（以下「教育事務所」という。）並びに真岡市教育委員会及び益子町教育委員会、茂木町教育委員会、市貝町教育委員会、芳賀町教育委員会（芳賀四町教育研究協議会を含む）の芳賀管内5市町の教育委員会が一体となって各学校の指導助言に当たる。
- (2) 各学校の教育活動や教育研究が主体的・創造的に推進できるよう支援する。

3 学校訪問の目的及び方法・内容

(1) 合同訪問

ア 目的

計画的に各学校を訪問することにより、学校経営、教育課程の運用、学習指導、児童・生徒指導、健康教育等、学校教育全般にわたり、学校の実態に即して、指導助言や研究協議を行い、各学校が主体的に、より充実した教育活動や特色ある学校経営が推進できるよう支援する。

イ 方法・内容

- (7) 訪問に当たっては、合同訪問の目的を踏まえ、「令和5年度教育施策」（栃木県教育委員会）における栃木県教育行政基本方針と重要施策、「令和5(2023)年度指導の指針 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校」（栃木県教育委員会義務教育課）、「令和5(2023)年度芳賀の教育」（教育事務所）に基づいて指導助言する。
- (4) 訪問者は、市町教委の教育長・指導主事等、教育事務所の所長・学校支援課長・ふれあい学習課長・管理主事・指導主事・社会教育主事等とする。
- (5) 訪問者の人数は、各学校の教員定数に基づくとともに、小学校と中学校それぞれの特質を考慮して決定する。なお、授業者は県費負担の常勤教職員とする。
- (1) 合同訪問は、研究学校等の指定の有無にかかわらず3年に一度を原則とする。
 ※訪問者及び日程案は、4月の芳賀郡市小・中学校長連絡会議で示す。
 ※4月下旬に訪問校全体説明をオンラインで行った後、訪問1～2か月前を目安に、各学校と事前打合せを行う。

【令和5年度訪問予定校】

市町名	学校名	市町名	学校名
真岡市	真岡市立真岡東小学校	益子町	益子町立田野小学校
	真岡市立大内東小学校		益子町立益子小学校
	真岡市立山前小学校		益子町立益子中学校
	真岡市立西田井小学校	茂木町	茂木町立須藤小学校
	真岡市立久下田小学校		茂木町立茂木中学校
	真岡市立真岡西中学校	市貝町	市貝町立赤羽小学校
	真岡市立山前中学校	芳賀町	芳賀町立芳賀北小学校
	真岡市立物部中学校		

(2) 管理訪問

ア 目的

新任の管理職者及び新規採用教職員の配置校を訪問し、学校管理、学習指導等、学校経営・運営や学級経営に関する直接的な指導を行い、学校教育のより一層の充実を支援する。

イ 方法・内容

- (ア) 新任校長配置校は当該市町教委教育長と教育事務所長が訪問する。
- (イ) 新任教頭配置校は当該市町教委教育長と管理主事が訪問する。
- (ウ) 新規採用教職員配置校は当該市町教委教育長、管理主事、指導主事が訪問する。
- (エ) 新任校長、新任教頭、又は新規採用教職員配置校において、当該年度の合同訪問対象校になっていない場合に、管理訪問を実施する。当該年度に合同訪問該当校は、管理訪問も併せて実施する。

(3) 要請訪問

ア 目的

各学校、又は学校関係団体等の要請に応じて訪問し、課題解明等を支援する。

イ 方法・内容

- (ア) 訪問者は、学校や学校関係団体等の要請内容に応じて、芳賀四町教育研究協議会を含む各市町教育委員会と教育事務所との間で調整を図って決定する。
- (イ) 主な要請内容は次のとおりとする。
 - ・学校課題追究の過程における問題点の解明
 - ・学習指導、児童・生徒指導、人権教育、特別支援教育等の問題点の解明
 - ・学校訪問等において、指示・指導を受けた問題点の解明
 - ・学校関係団体等の研究の進め方や研究課題の解明
 - ・その他
- (ウ) 要請は、半日又は放課後だけでもよいものとする。
- (エ) 要請に関する問合せ等は、真岡市については、真岡市教育委員会とし、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町については、芳賀四町教育研究協議会の各町担当者とする。ただし、学校関係団体等はこの限りではない。

＜問い合わせ（要請の窓口）＞	
真岡市教育委員会 (真岡市の学校の窓口)	電話 0285-83-8181 FAX 0285-83-4070 E-mail : gakkoukyouiku@city.moka.lg.jp
芳賀四町教育研究協議会 (益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の学校の窓口)	電話 0285-81-5881 FAX 0285-81-5880 E-mail : yoncho@kyougikai.jp

諸表簿整備に当たっての主な項目と観点例 (令和5年度)

下表は、諸表簿整備をする場合の参考として作成したものです。学校の必要に応じ、修正するなどして活用してください。

番号	主な項目	主な観点例
1	学校経営の概要	ア 学校経営の方針、努力点、具体策の関連が明確であり、学年・学級経営に生かされ、計画的な実施に努めている。 イ 学校運営の状況について保護者等に積極的に情報提供されている。 ウ 生涯学習の理念に沿い、特色ある学校経営が行われている。 エ 学校評価を生かし、学校運営、教育活動を工夫改善している。 オ 危機管理を意識した学校経営が行われている。
2	履歴書	ア 履歴書が適切に管理されている。
3	学校日誌	ア 学校行事をはじめ、職員の動向や児童生徒の出欠状況等が正確に記載されている。 イ 記載内容が他の表簿等と一致している。
4	出勤簿	ア 職員の勤務態様が正確に表示されている。 イ 記載内容が他の表簿等と一致している。 ウ 集計が正確に記入されている。
5	諸願届簿	ア 着任届、年次休暇届、傷病休暇願、特別休暇願(届)、介護休暇願、欠勤届、研修願、退職願等の書類が処理され整理されている。
6	旅行命令簿	ア 学校日誌、出勤簿、復命書との関わりが正確に処理されている。
7	旅行復命書	ア 学校日誌、出勤簿、旅行命令簿との関わりが正確に処理されている。
8	勤務の割り振りに関する書類	ア 職員の勤務時間の割り振りに関する書類が整備されている。 イ 週休日の振替簿が整備され適正に処理されている。
9	休暇簿	ア 学校日誌、出勤簿との関わりが正確に処理されている。 イ 休暇日数等が正確に記入されている。
10	職免承認簿	ア 学校日誌、出勤簿との関わりが正確に処理されている。 イ 承認簿や承認請求書が正確に記載されている。

番号	主な項目	主な観点例
11	学校訪問の記録	ア 学校訪問の記録が整備されている。
12	学校評価の記録	ア 学校評価の記録が整備されている。
13	教育課程表	ア 学習指導要領を踏まえた教育課程が編成されている。 イ 地域や学校、児童生徒の実態等に応じ創意工夫された教育課程が編成されている。 ウ 特別支援学級の教育課程が、個々の実態に応じて編成されている。 エ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っている。
14	年間指導計画	ア 学習指導要領を踏まえた各教科等の評価計画を含む年間指導計画が整備されている。 イ 道徳教育の全体計画及び別業、道徳科の年間指導計画が整備されている。 ウ 総合的な学習の時間の全体計画及び評価計画を含む年間指導計画が整備されている。 エ 特別活動（学級活動、児童会活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事）の全体計画、各活動・学校行事の年間指導計画（内容のまとめりごとの評価規準を設定）及び評価計画が整備されている。
15	週指導計画（週案）	ア 年間指導計画を踏まえている。
16	人権教育全体計画と実施記録	ア 現職教育等で、計画的に人権教育の研修が実践されている。 イ 各学校における人権教育の課題の明確化と教育計画への適切な位置付けが行われている。 ウ 重点化を図った資質・能力や直接的指導の学習が位置付けられた各学年の人権教育年間指導計画が整備されている。
17	児童・生徒指導全体計画と実施記録	ア 全校体制を意識した指導計画が整備されている。 イ 実施記録が整備されている。 ウ 学校いじめ防止基本方針が整備されている。
18	教育相談計画等と実施記録	ア 教育相談の計画が整備されている。 イ 実施記録が整備されている。
19	特別支援教育全体計画	ア 特別支援教育の全体計画が作成されている。 イ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成され、保護者との合意形成がなされている。
20	キャリア教育・進路指導全体計画	ア 系統的なキャリア教育・進路指導全体計画が作成されている。 イ 各教科等との連携が図られている。 ウ キャリア・パスポートの記録が蓄積されている。

番号	主な項目	主な観点例
21	学校保健計画と実施記録（環境衛生検査実施記録を含む）	ア 学校保健計画（全体計画）が作成されている。 イ 性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の指導計画に基づいて指導され、実施記録が整備されている。 ウ 環境衛生検査の実施及び事後措置に努め、実施記録が整備されている。
22	学校安全計画と実施記録（安全点検実施記録を含む）	ア 学校安全計画（全体計画）が作成されている。 イ 生活安全、交通安全、災害安全について計画的、継続的な指導及び訓練等が行われ、実施記録が整備されている。 ウ 安全点検の結果に基づき、危険箇所の明示、修繕等の適切な措置が講じられ、実施記録が整備されている。
23	危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）	ア 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が整備されている。 イ 不祥事防止の危機管理マニュアルが整備されている。
24	食に関する指導計画と実施記録	ア 食に関する指導全体計画①及び②（年間指導計画）が作成されている。 イ 実施記録が整備されている。
25	健康と体力向上の実施記録	ア 新体力テストの結果などをもとに、体育・健康に関する指導の全体計画を作成し、工夫・改善が図られている。 イ 実態を踏まえた健康づくり、体力づくりに努め、実施記録が整備されている。（新体力テストの実施計画および実施記録、分析を含む）
26	児童生徒指導要録	ア 総合的な学習の時間及び特別活動の評価の観点等が記入されている。 イ 所見については、児童生徒の長所が取り上げられて記録されている。
27	出席簿	ア 記録等が校内統一されている。
28	児童生徒健康診断票	ア 記入事項が正確に記録されている。
29	学年・学級経営個人指導の記録	ア 学年・学級経営方針、努力点、具体策、評価等が明確になっている。 イ 長所などを取り上げた個人の記録が累積されている。
30	生涯学習に関する全体計画と実施記録	ア 生涯学習推進に関する全体計画が整備されている。 イ 地域連携に関する推進計画が整備されている。 ウ 実施記録がまとめられている。 エ 生涯学習に関する文書が適切に整理されている。

令和5年3月発行

令和5(2023)年度 **芳賀の教育**

発行 栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所

〒321-4305 栃木県真岡市荒町116番地1

TEL 0285-82-3324

FAX 0285-82-5140

E-mail haga-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp